

第169回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード 5406

【目次】

第169回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
事業報告	29
連結計算書類	57
計算書類	59
監査報告書	63



2022年6月22日（水曜日）

日時 午前10時（午前9時開場予定）



場所 神戸市中央区港島中町6丁目11番1
神戸国際展示場2号館（1階）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容の改定の件

書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使期限

2022年6月21日（火曜日）午後5時30分まで

株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、会場へのご来場は慎重にご検討いただき、ご来場に際しましては、感染防止にご配慮賜われますようお願い申し上げます。書面（郵送）又はインターネットによる事前の議決権行使もご検討をお願い申し上げます。本招集ご通知に同封の書面及び当社ホームページ（<https://www.kobelco.co.jp>）もあわせてご確認ください。なお、株主総会当日の様様につきましては、株主総会終了後、当社ホームページにてご視聴いただけます。

招集ご通知がスマホでも！

パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/5406/>



株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃から格別のご高配を賜りまして厚く御礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様には謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患されている方々が一日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。

さて、2021年度は、国内外の経済に持ち直しの動きが見られた一方で、原材料やエネルギー価格の高騰が長期化するなど厳しい状況が続きましたが、当社グループでは、安定生産に取り組み、コスト低減や販売価格の改善に努めた結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ368億円増益の600億円となりました。

これを受け期末配当につきましては、1株につき30円とすることを決議し、年間配当は先にお支払いいたしました中間配当と合わせ、1株につき40円とさせていただきます。

当社グループの企業理念は、当社グループが持つ「個性と技術を活かし合い、社会課題の解決に挑みつづける。」ことで持続的に成長し続け、「安全・安心で豊かな暮らしの中で、今と未来の人々が夢や希望を叶えられる世界。」を実現することです。

その中で、「グリーン社会への貢献」をはじめとした中長期的な重要課題（マテリアリティ）を特定し、それらの解決に向け、足もと遂行中の「KOBELCOグループ中期経営計画（2021～2023年度）」では、「安定収益基盤の確立」と「カーボンニュートラルへの挑戦」を最重要課題として取り組んでおります。

特に、カーボンニュートラルへの潮流が加速する中、当社グループの技術・製品・サービスを提供することでCO₂削減に貢献できる領域が拡大しており、例えば、製鉄プロセスにおいて、鉄鋼とエンジニアリング両事業の技術を掛け合わせ、当社グループ独自の「製鉄工程におけるCO₂低減ソリューション」を開発・活用するなど、具体的な取組みを進めております。

当社グループは、多様な事業・技術・人材の総合力を通じて社会課題の解決に果敢に挑戦し、ステークホルダーの皆様にとってかけがえのない存在となるべく企業価値を向上してまいります。株主の皆様におかれましては引き続き当社グループをご支援いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

2022年6月1日



株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長

山口 貢

KOBELCOが 実現したい未来

安全・安心で豊かな暮らしの中で、
今と未来の人々が夢や希望を叶えられる世界。

KOBELCOの 使命・存在意義

個性と技術を活かし合い、
社会課題の解決に挑みつづける。

KOBELCOの 3つの約束

1. 信頼される技術、製品、サービスを提供します
2. 社員一人ひとりを活かし、グループの和を尊びます
3. たゆまぬ変革により、新たな価値を創造します

KOBELCOの 6つの誓い

1. 高い倫理観とプロ意識の徹底
2. 優れた製品・サービスの提供による社会への貢献
3. 働きやすい職場環境の実現
4. 地域社会との共生
5. 環境への貢献
6. ステークホルダーの尊重

品質憲章

株主各位

(証券コード 5406)

2022年6月1日

神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号

株式会社神戸製鋼所

代表取締役社長 山口 眞

第169回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第169回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、会場へのご来場は慎重にご検討いただき、ご来場に際しましては、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。書面（郵送）又はインターネットによる事前の議決権行使もご検討をお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、ご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

3ページから4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、画面の表示に従って各議案の賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時（午前9時開場予定）

2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目11番1 神戸国際展示場2号館（1階）

3. 株主総会の目的事項

報告事項

- 第169期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容報告の件
- 会計監査人及び監査等委員会の第169期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容の改定の件

4. 株主総会の招集ご通知に際してご提供すべき事項

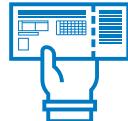
- 連結計算書類及び計算書類の一部のインターネットによるご提供について
法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社の財産及び損益の状況、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表として表示すべき事項につきましては、当社ホームページ（<https://www.kobelco.co.jp>）に掲載し、ご提供しております。なお、当社の財産及び損益の状況については、監査等委員会が監査報告を作成するに際して、事業報告の一部として監査を受けております。また、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。
- 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法について
株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.kobelco.co.jp>）に掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使していただく方法は、以下の3つの方法がございます。

<p>書面（郵送）で 議決権を行使 いただく方法</p>  <p>同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限 2022年6月21日（火曜日） 午後5時30分到着分まで有効</p>	<p>インターネット で議決権を行使 いただく方法 (パソコン又はスマートフォン)</p>  <p>次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限 2022年6月21日（火曜日） 午後5時30分入力完了分まで有効</p>	<p>株主総会に ご出席 いただく方法</p>  <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時 2022年6月22日（水曜日） 午前10時（午前9時開場予定）</p>
---	---	--

※代理人による議決権の行使

議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。代理権を証明する書面として委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。

●議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

<p>議決権行使書 ○○○○○○○ 御中 株主総会日 議決権の数 XX 個 ××××年××月××日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div> <p>1. _____ 2. _____</p> <p>ログイン用QRコード ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX パスワード XXXXX</p> <p>見本</p> <p>○○○○○○○</p>	<p>第1・4・5・6号議案</p> <p>● 賛成の場合 ▶ 賛の欄に○印 ● 反対する場合 ▶ 否の欄に○印</p> <hr/> <p>第2・3号議案</p> <p>● 全員賛成の場合 ▶ 賛の欄に○印 ● 全員反対する場合 ▶ 否の欄に○印 ● 一部の候補者に反対する場合 ▶ 賛の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。</p>
--	--

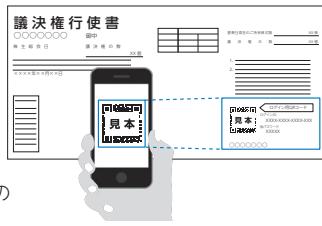
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

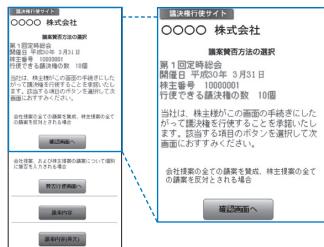
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は、(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコン又はスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

上記以外のご不明な点は右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027 ○通話料無料 (受付時間) 午前9時～午後9時

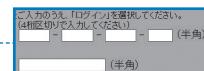
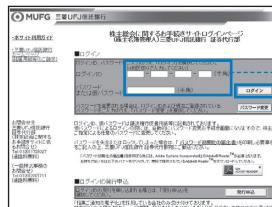
三菱UFJ信託銀行(株) 大阪証券代行部

0120-094-777 ○通話料無料 (受付時間) 土・日曜日、祝日を除く 午前9時～午後5時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

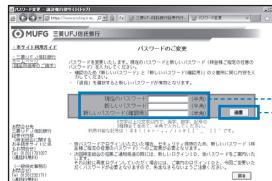


「ログインID・仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードをご登録ください。



「新しいパスワード」を入力



「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご参考



スマートフォンで招集ご通知の主要なコンテンツをご覧いただけます。



<https://p.sokai.jp/5406/>

1. インターネットによる議決権の行使は、毎日午前2時から午前5時まではお取扱いを休止いたします。
2. 機関投資家の皆様は、(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
3. インターネットをご利用いただくための費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。

1. 総株主の議決権の数

3,918,827個

2. 議案及び参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

(定款一部変更の理由)

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ・ 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ・ 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ・ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ・ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。
- (2) 当社はこれまで、コーポレートガバナンス体制の強化を図る中で、取締役会の監督機能をより強化するとともに、経営に関する意思決定の迅速化を図るために、2016年度に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、また、2021年度には、取締役会を、経営の重要な方向性の決定とリスクマネジメントを含むモニタリングに一層の重点を置く体制とするため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数をこれまでの11名から3名減員し、8名といたしました。このたび、当社の今後のコーポレートガバナンスの在り方、取締役会の在り方などを、コーポレートガバナンス委員会での審議の内容も踏まえ検討した結果、現行定款第18条(取締役の数)に定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数の上限を5名減員し、15名から10名に変更するため、現行定款第18条第1項の変更についてお諮りするものであります。なお、現行定款第18条第1項の変更は、本定時株主総会にて本議案が承認された時をもって、効力を生ずるものいたします。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	(削 除)
<p>第18条 (取締役の数) 本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は<u>15</u>人以内とする。 本会社の監査等委員である取締役は5人以内とする。</p>	<p>第14条 <u>(電子提供措置等)</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第18条 (取締役の数) 本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は<u>10</u>人以内とする。 本会社の監査等委員である取締役は5人以内とする。</p>
<p>附則 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の実任免除の経過措置) 平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の実任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第36条第1項及び同条第2項の定めるところによる。</p>	<p>附則 第1条 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の実任免除の経過措置) 平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の実任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第36条第1項及び同条第2項の定めるところによる。</p> <p>第2条 <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 変更前の定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後の定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査等委員会において、監査等委員である社外取締役1名が参加している指名・報酬委員会の審議の内容を踏まえ検討した結果、候補者選定手続に特段の問題はなく、また、各候補者は、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」に従って選定されており、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの意見表明を受けております。

本定時株主総会における当社の取締役候補者は次のとおりであります。

（「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」は22ページから23ページをご参照ください。あわせて、19ページから20ページに記載の「【ご参考】取締役会の機能向上のために特に発揮を期待する知識・経験・スキル（スキルマトリックス）」もご参照ください。）

<取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）の一覧>

候補者番号	氏名	再任・新任	社内・社外	金融商品取引所 独立役員	現在の地位等
1	山口 貢 (男性)	再任	社内	—	代表取締役社長 コンプライアンス委員、指名・報酬委員 コーポレートガバナンス委員
2	輿石 房樹 (男性)	再任	社内	—	代表取締役副社長執行役員 品質マネジメント委員
3	柴田 耕一朗 (男性)	再任	社内	—	代表取締役副社長執行役員
4	勝川 四志彦 (男性)	再任	社内	—	取締役執行役員 コーポレートガバナンス委員
5	永良 哉 (男性)	再任	社内	—	取締役執行役員 コンプライアンス委員 コーポレートガバナンス委員
6	馬場 宏之 (男性)	再任	社外	○	取締役 コーポレートガバナンス委員（委員長）
7	伊藤 ゆみ子 (女性)	再任	社外	○	取締役 コーポレートガバナンス委員
8	北川 慎介 (男性)	新任	社外	○	—

(注) 1. 当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、各候補者が取締役に選任された場合、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。同契約においては、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次の措置を講じております。

(1)同項第2号の損失のうち、和解金を補償するためには当社が同意する和解の成立を前提とすること。

(2)法令により当社が取締役に対し既に受領した補償額の返還を請求することができる場合に加えて、取締役の当社に対する当該補償契約に基づく補償請求に関する説明に重要な点で虚偽があったことが判明した場合には、当社は当該取締役が既に受領した補償額の返還を請求することができること。

(注) 2. 当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の更新に先立ち、取締役会で更新の決議を行います。当社が締結している役員等賠償責任保険契約の詳細につきましては、本招集ご通知添付の事業報告46ページをご参照ください。

各候補者の略歴等は次のとおりであります。各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

候補者番号	1	やまぐち 山口	みつぐ 貢	再任 社内 (1958年1月8日生)	所有する当社株式数	48,300株
					2021年度取締役会出席率	15回／15回 (100%)



略歴（地位）

- 1981年 4月 当社入社
- 2011年 4月 当社執行役員
- 2013年 4月 当社常務執行役員
- 2015年 4月 当社専務執行役員
- 2016年 6月 当社取締役専務執行役員
- 2017年 4月 当社取締役副社長執行役員
- 2018年 4月 当社取締役社長（現任）

[担当・重要な兼職の状況]

—

候補者とした理由

当社の鉄鋼事業、機械事業及び本社部門でのM&Aやアライアンスの推進などを通じ、豊富な経験・見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」（22ページをご参照ください。）に照らして、適任であると判断しております。当社が「KOBELCOグループ中期経営計画（2021～2023年度）」の完遂と更なる飛躍を目指すためには、経営トップには、一つの事業部門に偏らず、客観的に全体をみた判断が求められます。こうしたことから、素材・機械・本社と様々な分野の経験を有する山口貢氏が適任であると判断しております。

候補者番号	2	こしいし 興石	ふさき 房樹	再任 社内 (1959年8月29日生)	所有する当社株式数	43,500株
					2021年度取締役会出席率	15回／15回 (100%)



略歴（地位）

- 1984年 4月 当社入社
- 2012年 4月 当社執行役員
- 2014年 4月 当社常務執行役員
- 2015年 6月 当社常務取締役
- 2016年 4月 当社取締役専務執行役員
- 2018年 4月 当社取締役副社長執行役員（現任）

[担当・重要な兼職の状況]

安全・環境部、品質統括部の総括、全社安全衛生の総括、全社環境防災の総括、全社品質の総括

候補者とした理由

当社の溶接事業の製品技術分野での豊富な経験・見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」（22ページをご参照ください。）に照らして、適任であると判断しております。加えて、素材・機械・電力と幅広い事業分野を有する当社において、全社安全衛生、全社環境防災及び全社品質を監督する立場として、溶接材料、溶接ロボットシステムという素材系と機械系の事業を行っている溶接事業部門での経験・見識を有する興石房樹氏が適任であると判断しております。

候補者
番号

3

しばた こういちろう
柴田 耕一郎

再任 社内

(1958年12月6日生)

所有する当社株式数

40,500株

2021年度取締役会出席率

15回/15回 (100%)



略歴 (地位)

1984年 4月 当社入社
 2012年 4月 当社執行役員
 2014年 4月 当社常務執行役員
 2016年 4月 当社専務執行役員
 2018年 4月 当社副社長執行役員
 2018年 6月 当社取締役副社長執行役員 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

事業開発部、知的財産部、IT企画部の総括、全社
 技術開発の総括、全社システムの総括

候補者とした理由

当社の鉄鋼事業の製造技術分野での豊富な経験・見識や製鉄所長としての経験を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」(22ページをご参照ください。)に照らして、適任であると判断しております。加えて、成長戦略の基盤となる技術開発分野やデジタルトランスフォーメーションの推進を監督する立場として、製造技術分野と生産拠点の経験・見識を有する柴田耕一郎氏が適任であると判断しております。

候補者
番号

4

かつかわ よしひこ
勝川 四志彦

再任 社内

(1962年3月12日生)

所有する当社株式数

27,900株

2021年度取締役会出席率

15回/15回 (100%)



略歴 (地位)

1985年 4月 当社入社
 2015年 4月 当社執行役員
 2017年 4月 当社常務執行役員
 2018年 4月 当社専務執行役員
 2018年 6月 当社取締役専務執行役員
 2021年 4月 当社取締役執行役員 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

経営企画部、財務経理部、海外拠点 (本社所管)
 の総括

候補者とした理由

当社の経営企画部門、事業部門の企画管理部門での豊富な経験・見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」(22ページをご参照ください。)に照らして、適任であると判断しております。加えて、当社グループの経営企画部門や経理・財務など経営改革の実行を支える本社部門を監督する立場として、企画部門、管理部門における豊富な経験を有する勝川四志彦氏が適任であると判断しております。

候補者番号

5

ながら
永良

はじめ
哉

再任

社内

(1961年7月5日生)

所有する当社株式数

26,600株

2021年度取締役会出席率

15回/15回 (100%)



略歴 (地位)

- 1985年 4月 当社入社
- 2016年 4月 当社執行役員
- 2018年 4月 当社常務執行役員
- 2020年 4月 当社専務執行役員
- 2020年 6月 当社取締役専務執行役員
- 2021年 4月 当社取締役執行役員 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

内部統制・監査部、法務部、総務・CSR部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビーセンター、支社・支店、高砂製作所（直属部門）の総括、全社コンプライアンスの総括

候補者とした理由

当社の人事部門や事業部門の企画管理部門での豊富な経験・見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」（22ページをご参照ください。）に照らして、適任であると判断しております。加えて、内部統制、コンプライアンス、法務、人事、調達、総務などサステナビリティ経営推進の土台となる各部門を監督する立場として、人事部門や企画部門における豊富な経験を有する永良哉氏が適任であると判断しております。

候補者
番号

6

ばん ば ひろゆき
馬場 宏之

再任

社外

金融商品取引所独立役員

(1954年1月27日生)

所有する当社株式数

11,000株

2021年度取締役会出席率

15回/15回 (100%)

社外取締役在任期間

5年



略歴 (地位)

1976年 4月 住友ゴム工業(株)入社
 2000年 3月 同社取締役
 2003年 3月 同社執行役員
 2003年 7月 SRIスポーツ(株) (現 住友ゴム工業(株)) 取締役社長
 2011年 3月 同社取締役会長
 2015年 3月 同社相談役
 2015年 6月 積水化成成品工業(株)社外取締役 (現任)
 2017年 6月 当社取締役 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

積水化成成品工業(株)社外取締役

候補者とした理由及び
期待される役割の概要

産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験や、経営者としての高い見識をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員基準」(22ページから23ページをご参照ください。)に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、これまで、取締役会及び独立社外取締役会議にて経営に係る積極的な助言及び提言を行い、コーポレートガバナンス委員会においても、委員長として独立的かつ公正な立場から、持続的成長及び企業価値向上に資する当社の経営体制の在り方に係る助言及び提言を行っております。同氏には、引き続き、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。

- 馬場宏之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、馬場宏之氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が取締役を選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 馬場宏之氏は、当社の「独立役員基準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

住友ゴム工業(株)	当社からの販売：当社の連結総売上高の0.1%未満 業務執行者退任：2003年6月(3年以上経過)
SRIスポーツ(株) (現 住友ゴム工業(株))	当社との取引なし 業務執行者退任：2015年3月(3年以上経過)

- 当社と馬場宏之氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が取締役に選任された場合、改めて責任限定契約を締結する予定であります。

候補者
番号

7

いとう ゆみこ
伊藤 ゆみ子

再任 社外 金融商品取引所独立役員
(1959年3月13日生)

所有する当社株式数 5,800株

2021年度取締役会出席率 15回/15回 (100%)

社外取締役在任期間 3年



略歴(地位)

- 1984年 4月 衆議院法制局参事
- 1989年 4月 弁護士登録
坂和総合法律事務所入所
- 1991年 7月 田辺総合法律事務所入所
- 2001年 4月 ジーイー横河メディカルシステム(株)(現 GEヘルスケア・ジャパン(株)) 法務・特許室長
- 2004年 5月 日本アイ・ビー・エム(株)法務・知的財産
スタッフ・カウンセラー
- 2007年 3月 マイクロソフト(株)(現 日本マイクロソフト
株) 執行役 法務・政策企画統括本部長
- 2013年 4月 シャープ(株)執行役員
- 2013年 6月 同社取締役兼執行役員
- 2014年 4月 同社取締役兼常務執行役員
- 2016年 6月 同社常務執行役員
- 2019年 3月 同社退社
- 2019年 4月 イトウ法律事務所開設、代表就任
(現任)
- 2019年 6月 当社取締役(現任)
参天製薬(株)社外監査役(現任)

候補者とした理由及び
期待される役割の概要

企業経営における法務領域を中心とした豊富な経験や高い見識をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の見解」(22ページから23ページをご参照ください。)に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、これまで、取締役会及び独立社外取締役会議にて経営に係る積極的な助言及び提言を行い、コーポレートガバナンス委員会においても、委員として独立的かつ公正な立場から、持続的成長及び企業価値向上に資する当社の経営体制の在り方に係る助言及び提言を行っております。同氏には、引き続き、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。

[担当・重要な兼職の状況]

イトウ法律事務所代表
参天製薬(株)社外監査役

- 伊藤ゆみ子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、伊藤ゆみ子氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 伊藤ゆみ子氏は、当社の「独立役員の見解」を満たしております。概要は次のとおりであります。

ジーイー横河メディカルシステム(株)(現 GEヘルスケア・ジャパン(株))	当社との取引なし
日本アイ・ビー・エム(株)	当社の購入:日本アイ・ビー・エム(株)の連結総売上高の0.1%未満
マイクロソフト(株)(現 日本マイクロソフト(株))	当社との取引なし 業務執行者退任:2013年3月(3年以上経過)
シャープ(株)	当社からの販売:当社の連結総売上高の0.01%未満 業務執行者退任:2019年3月
坂和総合法律事務所	顧問契約なし(退所:1991年7月)当社との取引なし
田辺総合法律事務所	顧問契約なし(退所:2001年3月)当社の支払額:100万円未満
イトウ法律事務所	顧問契約なし 当社との取引なし

- 当社と伊藤ゆみ子氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が取締役に選任された場合、改めて責任限定契約を締結する予定です。

候補者
番号

8

きたがわ しんすけ
北川 慎介

新任 社外 金融商品取引所独立役員

(1958年3月5日生)

所有する当社株式数

0株

2021年度取締役会出席率

—

社外取締役在任期間

—



略歴 (地位)

1981年 4月 通商産業省入省
 2012年 9月 経済産業省貿易経済協力局長
 2013年 6月 経済産業省中小企業庁長官
 2015年 7月 経済産業省退官
 2015年11月 三井物産(株)顧問
 2016年 4月 同社常務執行役員
 2019年 4月 同社専務執行役員 (現任)
 2020年 7月 (株)三井物産戦略研究所代表取締役社長 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

三井物産(株)専務執行役員
 (株)三井物産戦略研究所代表取締役社長

候補者とした理由及び
期待される役割の概要

資源エネルギー分野をはじめ経済産業政策にかかわる豊富な経験及び当社とは異なる事業領域での経験に基づく産業界全般に対する高い見識をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基本」(22ページから23ページをご参照ください。)に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏には、取締役会及び独立社外取締役会議にて積極的に経営に係る助言及び提言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。

- 北川慎介氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、北川慎介氏が取締役に選任された場合、金融商品取引所に独立役員として届け出る予定です。
- 北川慎介氏は、当社の「独立役員の基本」を満たしております。概要は次のとおりであります。

三井物産(株)

当社からの販売：当社の連結総売上高の1%未満

(株)三井物産戦略研究所

当社の購入：三井物産(株)の連結総売上高の1%未満

当社との取引なし

- 当社と北川慎介氏とは、本定時株主総会で同氏が取締役に選任された場合、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定ではありません。

第3号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

現在の監査等委員である取締役5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

本定時株主総会における当社の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

（「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」は22ページから23ページをご参照ください。あわせて、19ページから20ページに記載の「【ご参考】取締役会の機能向上のために特に発揮を期待する知識・経験・スキル（スキルマトリックス）」もご参照ください。）

＜監査等委員である取締役候補者の一覧＞

候補者番号	氏名	再任・新任	社内・社外	金融商品取引所 独立役員	現在の地位等
1	いしかわ ひろし 石川 裕士 (男性)	再任	社内	-	監査等委員 (常勤)
2	つしま やすし 対馬 靖 (男性)	再任	社内	-	監査等委員 (常勤)
3	こうの まさあき 河野 雅明 (男性)	再任	社外	○	監査等委員 (監査等委員会委員長) 指名・報酬委員 コーポレートガバナンス委員
4	みうら くにお 三浦 州夫 (男性)	再任	社外	○	監査等委員 コンプライアンス委員 (委員長)
5	せきぐち のぶこ 関口 暢子 (女性)	新任	社外	○	-

- (注) 1. 当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。同契約においては、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次の措置を講じております。
- (1) 同項第2号の損失のうち、和解金を補償するためには、当社が同意する和解の成立を前提とすること。
- (2) 法令により当社が取締役に対し既に受領した補償額の返還を請求することができる場合に加えて、取締役の当社に対する当該補償契約に基づく補償請求に関する説明に重要な点で虚偽があったことが判明した場合には、当社は当該取締役が既に受領した補償額の返還を請求することができること。
- (注) 2. 当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の更新に先立ち、取締役会で更新の決議を行います。当社が締結している役員等賠償責任保険契約の詳細につきましては、本招集ご通知添付の事業報告46ページをご参照ください。

各候補者の略歴等は次のとおりであります。各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

候補者 番号	1	いしかわ ひろし 石川 裕士	[再任] [社内] (1958年4月7日生)	所有する当社株式数	17,300株
				2021年度取締役会出席率	15回/15回(100%)
				2021年度監査等委員会出席率	16回/16回(100%)

	略歴(地位)	候補者とした理由
	1982年 4月 当社入社	当社のエンジニアリング事業における事業プロジェクトの管理、事業部門の企画管理部門などでの豊富な経験・見識に加え、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」(22ページをご参照ください。)に照らして、監査等委員として適任であると判断しております。
	2014年 4月 当社執行役員	
	2016年 4月 当社常務執行役員	
	2018年 6月 当社取締役 監査等委員(現任)	
[担当・重要な兼職の状況]	—	
<ul style="list-style-type: none"> ●石川裕士氏は、常勤の監査等委員であります。 ●当社と石川裕士氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、改めて責任限定契約を締結する予定であります。 		

候補者 番号	2	つしま やすし 対馬 靖	[再任] [社内] (1959年7月8日生)	所有する当社株式数	16,400株
				2021年度取締役会出席率	15回/15回(100%)
				2021年度監査等委員会出席率	16回/16回(100%)

	略歴(地位)	候補者とした理由
	1982年 4月 当社入社	当社の鉄鋼事業及び電力事業における企画管理部門並びにコベルコ建機(株)での豊富な経験・見識に加え、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」(22ページをご参照ください。)に照らして、監査等委員として適任であると判断しております。
	2013年 4月 当社執行役員	
	2015年 6月 コベルコ建機(株)取締役常務執行役員	
	2018年 4月 同社取締役	
2018年 6月 当社取締役 監査等委員(現任)		
[担当・重要な兼職の状況]		—
<ul style="list-style-type: none"> ●対馬靖氏は、常勤の監査等委員であります。 ●当社と対馬靖氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、改めて責任限定契約を締結する予定であります。 		

所有する当社株式数	3,200株
2021年度取締役会出席率	15回／15回(100%)
2021年度監査等委員会出席率	16回／16回(100%)
社外取締役在任期間	2年

候補者
番号

3

この
まさあき
河野 雅明

再任 社外 金融商品取引所独立役員

(1957年2月24日生)



略歴（地位）

1979年 4月	(株)第一勧業銀行入行
2006年 3月	(株)みずほコーポレート銀行（現 (株)みずほ銀行）執行役員
2008年 4月	同行常務執行役員
2011年 4月	(株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員
2011年 6月	同社常務取締役（兼）常務執行役員
2012年 4月	(株)みずほ銀行常務執行役員 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員 みずほ信託銀行(株)常務執行役員
2013年 4月	(株)みずほフィナンシャルグループ取締役 (株)みずほ銀行取締役副頭取（代表取締役） （兼）副頭取執行役員 (株)みずほコーポレート銀行副頭取執行役員
2013年 7月	(株)みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員
2016年 4月	(株)みずほ銀行退社 (株)みずほフィナンシャルグループ退社 (株)オリエントコーポレーション顧問
2016年 6月	同社代表取締役社長（兼）社長執行役員
2020年 4月	同社代表取締役会長（兼）会長執行役員
2020年 6月	同社取締役会長（兼）会長執行役員（現任） 当社取締役 監査等委員（現任）

[担当・重要な兼職の状況]

(株)オリエントコーポレーション取締役会長（兼）会長執行役員

- 河野雅明氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、河野雅明氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 河野雅明氏は、2016年4月まで当社の主要な取引先の一つである(株)みずほ銀行の業務執行者でありました。
- 河野雅明氏は、当社の「独立役員の基準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

(株)みずほフィナンシャルグループ	当社との取引なし 業務執行者退任：2016年4月（3年以上経過）
(株)みずほ銀行 (株)みずほコーポレート銀行は2013年7月に(株)みずほ銀行に統合されました。)	同行からの借入額：資金調達額の14%程度 当社からの販売：当社の連結総売上高の0.01%未満 業務執行者退任：2016年4月（3年以上経過）
みずほ信託銀行(株)	同行からの借入額：資金調達額の2%程度 当社との取引なし 業務執行者退任：2013年4月（3年以上経過）
(株)オリエントコーポレーション	当社からの販売（2019年度のみ）：当社の連結総売上高の0.01%未満 (同社は、当社の主要な借入先の一つである(株)みずほ銀行の親会社である(株)みずほフィナンシャルグループの関連会社ですが、当社の(株)みずほ銀行からの借入れには関与しておりません。)

- 当社と河野雅明氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、改めて責任限定契約を締結する予定であります。

候補者
番号

4

み う ら く に お
三浦 州夫

再任

社外

金融商品取引所独立役員

(1953年2月13日生)

所有する当社株式数 3,200株

2021年度取締役会出席率 15回/15回(100%)

2021年度監査等委員会出席率 16回/16回(100%)

社外取締役在任期間 2年



略歴(地位)

1979年 4月 裁判官任官
 1988年 3月 裁判官退官
 1988年 4月 弁護士登録
 1997年 4月 河本・三浦法律事務所開設、代表就任(現任)
 2003年 6月 ヤマハ(株)社外監査役
 2008年 6月 旭情報サービス(株)社外監査役(現任)
 2010年 6月 住友精化(株)社外監査役
 2020年 6月 当社取締役 監査等委員(現任)
 2021年 6月 住友精化(株)社外取締役(監査等委員)(現任)

[担当・重要な兼職の状況]

河本・三浦法律事務所代表
 旭情報サービス(株)社外監査役
 住友精化(株)社外取締役(監査等委員)

候補者とした理由及び期待される役割の概要

社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、裁判官及び弁護士としての豊富な経験、他の上場企業の社外役員としての知見をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」(22ページから23ページをご参照ください。)に照らして、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、これまで、取締役会及び独立社外取締役会議にて積極的に経営に係る助言及び提言を行っているほか、監査等委員及びコンプライアンス委員会委員長として、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。同氏には、引き続き、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。

- 三浦州夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、三浦州夫氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 三浦州夫氏は、当社の「独立役員の基準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

河本・三浦法律事務所

顧問契約なし
当社との取引なし

- 当社と三浦州夫氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、改めて責任限定契約を締結する予定であります。

所有する当社株式数	0株
2021年度取締役会出席率	—
2021年度監査等委員会出席率	—
社外取締役在任期間	—

候補者
番号

5

せきぐちのぶこ
関口 暢子

新任 社外 金融商品取引所独立役員

(1968年7月3日生)



略歴 (地位)

- 2005年 11月 (株)カプコン入社
- 2011年 4月 同社執行役員経営企画統括
- 2016年 4月 同社常務執行役員経営企画・人事本部長
- 2019年 3月 同社退社
- 2019年 6月 (株)ダスキン社外取締役 (現任)
- 2020年 6月 エイチ・ツー・オー リテイリング(株)社外取締役 (監査等委員) (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

(株)ダスキン社外取締役
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)社外取締役 (監査等委員)

候補者とした理由及び期待される役割の概要

産業界における当社とは異なる事業領域での財務、会計及び経営管理に関する豊富な経験、他の上場企業の社外取締役としての知見をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」(22ページから23ページをご参照ください。)に照らして、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。同氏には、取締役会及び独立社外取締役会議にて積極的に経営に係る助言及び提言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。なお、同氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- 関口暢子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、関口暢子氏が監査等委員である取締役に選任された場合、金融商品取引所に独立役員として届け出る予定です。
- 関口暢子氏は、当社の「独立役員の基準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

(株)カプコン

当社との取引なし
業務執行者退任：2019年3月(3年以上経過)

- 当社と関口暢子氏とは、本定時株主総会で同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

【ご参考】取締役会の機能向上のために特に発揮を期待する知識・経験・スキル（スキルマトリックス）

当社グループの中長期的な重要課題（マテリアリティ）の解決と2021年5月に策定・公表した「KOBELCOグループ中期経営計画（2021～2023年度）」の遂行に向けて、取締役会としての機能向上のために、取締役候補者に特に発揮を期待する知識・経験・スキルを整理しています。この知識・経験・スキルの各分野は、今後、事業環境の変化や新たな経営計画の策定など、状況の変化に応じて随時見直しを行ってまいります。

本総会にて選任をお願いしている取締役候補者がもつ知識・経験・スキルの中から、各候補者毎に特に期待する分野は、以下のとおりです。

	氏名	性別	在任年数	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
第2号議案	山口 貢 社内	男性	6	15回／15回 (100%)	—
	輿石 房 樹 社内	男性	7	15回／15回 (100%)	—
	柴田 耕一 朗 社内	男性	4	15回／15回 (100%)	—
	勝川 四志 彦 社内	男性	4	15回／15回 (100%)	—
	永良 哉 社内	男性	2	15回／15回 (100%)	—
第3号議案	馬場 宏之 社外・ 独立役員	男性	5	15回／15回 (100%)	—
	伊藤 ゆみ子 社外・ 独立役員	女性	3	15回／15回 (100%)	—
	北川 慎介 社外・ 独立役員	男性	—	—	—
	石川 裕士 社内	男性	4	15回／15回 (100%)	16回／16回 (100%)
	対馬 靖 社内	男性	4	15回／15回 (100%)	16回／16回 (100%)
河野 雅明 社外・ 独立役員	男性	2	15回／15回 (100%)	16回／16回 (100%)	
三浦 州夫 社外・ 独立役員	男性	2	15回／15回 (100%)	16回／16回 (100%)	
関口 暢子 社外・ 独立役員	女性	—	—	—	

※各候補者がもつ全ての知識・経験・スキルを表すものではなく、特に期待する分野について、最大4つまで●印を付けております。

<取締役会としての機能向上のために特に発揮を期待する知識・経験・スキルに関する考え方>

- ・ KOBELCO グループは、「グループ企業理念」をあらゆる事業活動の基盤として、サステナビリティ経営を推進することにより、中長期的な企業価値の向上を目指しています。
- ・ 取締役会が、KOBELCOグループの中長期的な企業価値向上に向け、経営の重要な方向性の決定とリスクマネジメントを含むモニタリングを適切に行うためには、取締役会全体として、「経営全般に関する総括的な分野」、「社会課題の解決や新たな価値創造に関する分野」、「経営基盤の更なる強化に関する分野」について、知識・経験・スキルを有する取締役をバランス良く構成する必要があると考えています。さらに、「他業種知見」について、特に社外取締役の知識・経験・スキルの発揮を期待しています。
- ・ 分野内の各項目は、事業環境や経営計画に加えて、当社の事業戦略や事業特性も考慮し、コーポレートガバナンス委員会及び指名・報酬委員会で議論のうえ、内容を決定しております。

経営全般に関する総括的な分野		社会課題の解決や新たな価値創造に関する分野			経営基盤の更なる強化に関する分野			他業種知見
事業経営・経営管理	ESG	営業戦略・マーケティング	技術開発・知的財産・生産技術・DX	グローバルビジネス	財務・会計	組織・人事	法務・リスクマネジメント	
●	●	●		●				
●	●	●	●					
●	●	●	●					
●				●	●		●	
●	●					●	●	
●	●		●					●
	●			●			●	●
	●			●			●	●
●		●		●				
●					●	●		
●	●				●			●
	●						●	●
	●			●	●			●

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

し お じ ひ ろ う み
塩路 広海

社外 金融商品取引所独立役員

(1957年1月28日生)

所有する当社株式数

0株



略歴(地位)

- 1987年 4月 弁護士登録、浅岡法律事務所
(現 浅岡・瀧法律会計事務所) 入所
- 1991年 4月 塩路法律事務所(現 弁護士法人塩路総合法律事務所) 開設、所長
- 2007年 6月 (株)立花エレテック社外監査役(現任)
- 2015年 6月 (株)フジシールインターナショナル社外取締役(現任)
- 2021年 12月 弁護士法人塩路総合法律事務所代表社員(現任)

[担当・重要な兼職の状況]

弁護士法人塩路総合法律事務所代表社員
(株)立花エレテック社外監査役
(株)フジシールインターナショナル社外取締役

候補者とした理由及び期待される役割の概要

社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験、他の上場企業の社外役員としての知見をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」(22ページから23ページをご参照ください。)に照らして、適任であると判断しております。同氏が監査等委員である取締役に就任する場合、同氏には、取締役会及び独立社外取締役会議にて積極的に経営に係る助言及び提言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。

- 塩路広海氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 本議案が承認可決され、塩路広海氏が監査等委員である取締役に就任する場合、金融商品取引所に独立役員として届け出る予定です。
- 塩路広海氏は、当社の「独立役員の基準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

浅岡法律事務所(現 浅岡・瀧法律会計事務所)	顧問契約なし(退所:1991年3月)当社との取引なし
塩路法律事務所(現 弁護士法人塩路総合法律事務所)	顧問契約なし 当社との取引なし

- 当社と塩路広海氏とは、本議案が承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に就任する場合、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
- 当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、塩路広海氏が監査等委員である取締役に就任する場合、同氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。同契約においては、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次の措置を講じております。
 - (1) 同項第2号の損失のうち、和解金を補償するためには、当社が同意する和解の成立を前提とすること。
 - (2) 法令により当社が取締役に対し既に受領した補償額の返還を請求することができる場合に加えて、取締役の当社に対する当該補償契約に基づく補償請求に関する説明に重要な点で虚偽があったことが判明した場合には、当社は当該取締役が既に受領した補償額の返還を請求することができること。
- 当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、塩路広海氏が監査等委員である取締役に就任する場合は、当該保険契約の被保険者となります。当社が締結している役員等賠償責任保険契約の詳細につきましては、本招集ご通知添付の事業報告46ページをご参照ください。

【ご参考】当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」

第2号議案、第3号議案及び第4号議案に上程しております各候補者の指名にあたっては、指名・報酬委員会に対し、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」を充足するか否かを含めて諮問し、その答申を受けて、取締役会において指名の審議・承認を行いました。

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者指名にあたっての考え方】

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は株主から負託を受けた役割を果たすため、以下の資質を持つ人物が望ましいと考え、この考え方に沿って候補者を指名します。

- A) ステークホルダーに配慮し、社会的責任を全うすると同時に、企業価値の向上に取り組むという当社の企業理念、経営ビジョンを十分に理解し、その実践に努めることができること
- B) 自身のキャリアを踏まえて事業、職務への深い知見を有すると同時に、経営資源の分配をはじめ、重要な経営事項の決定に際し、素材系、機械系、電力供給といった多岐にわたる当社の事業間のシナジー効果を十分に発揮できるように、柔軟かつバランスの取れた判断ができること
- C) 変化の激しい環境において、迅速かつ果敢な判断ができること
- D) 取締役会の一員として、他の取締役に対し、積極的な提言、示唆を実施できること
- E) なお、社外取締役については、社外の公正中立な意見を取締役会の決議に反映させることで、適切なりスクテイクを後押しし、当社の中長期的成長をサポートすることができる人物が望ましいことから、上記A)乃至D)に加えて、以下の条件を満たすことを求めます。
 - a. 豊富な経験と高い見識を有し、その経歴等に鑑みて、客観的・公正・中立な判断ができること
 - b. 特に、当社の経営ビジョン・経営計画の推進にあたり必要なグローバルな知見もしくは当社の営む事業分野に対する知見があること
 - c. 当社の定める独立役員の基準を満たすこと

【監査等委員である取締役候補者指名にあたっての考え方】

当社の監査等委員である取締役は株主から負託を受けた役割を果たすため、以下の条件を満たす人物が望ましいと考え、この考え方に沿って候補者を指名します。

- A) 当社の多岐にわたる事業特性を十分に理解したうえで、会社法に定める職責・機能に基づき適正な監査・監督ができること
- B) 適法性監査にとどまらず、企業価値向上に資するよう、経営の妥当性にまで視野を広げ、取締役会で積極的な発言等ができること
- C) 監査等委員であることを踏まえて、取締役としての権限を適正に行使できること
- D) なお、少なくとも1名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有する人物の登用を基本とします。
- E) また、監査等委員である社外取締役については、様々な視点から監査・監督機能が発揮されるよう法曹界、金融界、産業界等幅広い分野の出身者からそれぞれ招聘することを基本とし、その上で、その知見を活かして、監査等を通じて得た情報をもとに、適切なりスクテイクを後押しし、当社の中長期的成長をサポートすることができる人物が望ましいことから上記A)乃至C)に加えて、以下の条件を満たすことを求めます。
 - a. 豊富な経験と高い見識を有し、その経歴等に鑑みて、客観的・公正・中立な判断ができること
 - b. 当社の定める独立役員の基準を満たすこと

【独立役員の基準】

当社の社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）は、以下の要件のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものとします。ただし、L）は監査等委員である社外取締役についてのみ適用されるものとします。

- A) 現在または過去における当社グループ（当社およびその子会社をいう。以下同じ。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役および執行役員その他の使用人をいう。以下同じ。）
- B) 現在または過去5年間において、近親者（2親等以内の親族をいう。以下同じ。）が当社グループの業務執行者であるもの
- C) 現在または過去3年間における当社の主要な株主（議決権保有割合10%以上の株主をいう。）またはその業務執行者
- D) 現在または過去3年間における当社の主要な取引先（直近3事業年度における当社に対する支払額のうち最も高い額が当社の連結総売上高の2%を超える取引先をいう。）またはその業務執行者
- E) 現在または過去3年間において当社を主要な取引先とする者（直近3事業年度における当社の支払額のうち最も高い額がその者の連結総売上高の2%を超える取引先をいう。）またはその業務執行者
- F) 現在または過去3年間において当社の資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者
- G) 現在または過去3年間において当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（個人の場合には1,000万円/年または10万ドル/年のいずれか大きい額以上の額のものを用い、法人、組合等の団体である場合にはその団体の連結総売上高の2%以上の額のものを用い。）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。但し、当該団体から報酬の支払を受けず、独自に自己の職務を遂行する者を除く。）
- H) 当社の会計監査人である公認会計士、または当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- I) 直近事業年度において、当社から1,000万円/年または10万ドル/年もしくは当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄附または助成を受けている組織の代表者もしくはそれに準ずる者
- J) 当社グループと社外役員の相互派遣の関係（当社グループに在籍する業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社に在籍する業務執行者が当社の社外役員である場合をいう。）を有する会社の業務執行者
- K) 近親者が上記C）～J）（業務執行者については、取締役、執行役および執行役員に限り、法律事務所等の専門的アドバイザリーファームに所属する者については、社員およびパートナーに限る。）に該当する者
- L) 以下のa. からc. に該当する者の近親者
 - a. 現在または過去1年間における当社の子会社の非業務執行取締役
 - b. 現在または過去1年間における当社の子会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、当該法人に所属する公認会計士もしくは税理士）
 - c. 過去1年間における当社の非業務執行取締役

① 取締役会

実施項目	取組内容	目的
員数（監査等委員である取締役を含む。）	13名 ※うち、監査等委員である取締役5名	取締役会における実質的な議論の確保、監督機能の向上と多様性の両立
社外取締役員数	6名（46.2%） ※うち、監査等委員である取締役3名	社外の公正中立な視点や少数株主等ステークホルダーの視点の反映
独立社外取締役比率	3分の1以上	取締役会の公正性と透明性の向上及び企業としての成長戦略議論の更なる活性化
取締役会議長	原則、独立社外取締役から選定	
取締役の構成	業務執行取締役は社長のほか、全社として重点を置く特定機能を総括する取締役を配置 非業務執行取締役は8名（監査等委員である取締役5名、社外取締役3名）で取締役会全体の過半数	取締役会のモニタリング機能強化

② 監査等委員会

実施項目	取組内容	目的
員数	5名（うち、社外監査等委員3名）	
監査等委員の構成	社外監査等委員を法曹界、金融界、産業界出身など多様な領域から招聘	透明性・公正性の担保、監査機能の強化
監査等委員会委員長	原則、独立社外取締役から選定	
常勤監査等委員	2名設置	監査環境の整備、社内の情報の収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査による監査等委員会の職務執行の円滑化

（任意の会議体設置） 名称の末尾*印は取締役会の諮問機関

名称	基本的役割等
③ 独立社外取締役会議	経営陣の指名や報酬以外の業務執行に関する情報提供と共有（適宜、業務執行取締役等も出席し情報提供・意見交換）
④ コンプライアンス委員会*	企業活動における法令・倫理遵守のための活動に関する事項を審議
⑤ 指名・報酬委員会*	最高経営責任者の選任を含む取締役・執行役員候補者の指名、選解任及び役員報酬制度等につき審議
⑥ 品質マネジメント委員会*	当社グループにおける品質マネジメント強化活動の継続的なモニタリングと提言及び品質事業に対する再発防止策の実効性のモニタリングの実施
⑦ コーポレートガバナンス委員会*	当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本方針、取締役会の実効性に関する評価、取締役会の実効性向上に向けた施策等を審議

（経営審議会の補佐機関・・・⑧）

サステナビリティ推進委員会、リスクマネジメント委員会、事業ポートフォリオ管理委員会、設備投資・投融資委員会、研究開発委員会、DX戦略委員会、年金資産運用管理委員会

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額については、2016年6月22日開催の第163回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）に対する基本報酬の支給限度額及び業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額についてご承認（以下、「原決議」といいます。）いただき、今日に至っております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として取締役の員数の上限を引き下げることに伴い、基本報酬の支給限度額及び業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額を改める旨のご承認をお願いするものであります。

具体的には、基本報酬の支給限度額を1事業年度当たり総額650百万円以内から総額460百万円以内に、業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額を1事業年度当たり総額350百万円以内から総額240百万円以内に引き下げるものであります。

業績連動報酬につきましては、予め定めた基準額に当社の業績等に基づき算出される0%から200%の範囲の係数を乗じた金額を支払うことを予定しており、最大200%の係数が乗じられる場合の支給上限額が前記240百万円以内となるものであります。業績連動報酬の報酬額算出にあたっての具体的な数値目標の設定、算定方法、対象となる各取締役の役員別基準額、支給時期等の詳細は、指名・報酬委員会の意見を聴取して検討のうえ、取締役会にて決議するものとしたたく存じます。

当社取締役会は、本議案が当社の役員報酬制度の基本方針に合致しており、その内容は相当であるものと考えております。なお、本議案については、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会においても、法令及び当社の役員報酬制度の基本方針に照らし、問題がないことを確認しており、監査等委員会からは、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

上記取締役の報酬額には、使用者兼務取締役の使用者としての職務に関する給与は含まないものといたします。また、取締役のうち、社外取締役に対しては、原決議同様、その職責を考慮して基本報酬のみを支給することといたします。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に上程しております定款第18条（取締役の数）の改定の効力が発生することを条件として生ずるものとし、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案に係る基本報酬の支給対象となる取締役の員数は8名（うち、社外取締役の員数は3名）、業績連動報酬の支給対象となる取締役は5名となります。

※当社の役員報酬制度の基本方針及び詳細については、本招集ご通知添付の事業報告47ページから49ページをご参照ください。

第6号議案

取締役に対する株式報酬等の額及び内容の改定の件

当社は、2016年6月22日開催の第163回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただきました。その後、2021年6月23日開催の第168回定時株主総会にて、法令の改正に伴い、本制度に基づく当社株式等の給付にあたり基準となる取締役等に付与されるポイント数の上限を定めることにつきご承認（以下、「原決議」といいます。）いただき今日に至っております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数の上限を引き下げることに伴い、取締役に対する株式報酬等の額及び内容を改める旨のご承認をお願いするものであります。

当社取締役会は、本議案が、原決議の主旨から変わらず、株主の皆様と価値観を共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大に対する取締役の貢献意識を高めることを目的としており、当社取締役会にて決議された当社の役員報酬制度の基本方針にも合致していることから、その内容は相当であるものと考えております。なお、本議案については、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会においても、法令及び当社の役員報酬制度の基本方針に照らし、問題がないことを確認しており、監査等委員会からは、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

本制度の詳細につきましては、下記【本制度の概要等】の枠内で、取締役会にご一任いただきたく存じます。

第1号議案及び第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は社外取締役及び監査等委員である取締役を除く5名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に上程しております定款第18条（取締役の数）の改定の効力が発生することを条件として生ずるものとします。

※当社の役員報酬制度の基本方針及び詳細については、本招集ご通知添付の事業報告47ページから49ページをご参照ください。

【本制度の概要等】

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、下記(2)の取締役及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、信託期間中の3年毎の一定期日といたします。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役は、本制度の対象外といたします。）及び執行役員

(3) 当社が本信託に拠出する金額

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度毎の期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、2017年3月末日で終了した事業年度からの対象期間、及び2020年3月末日で終了した事業年度からの対象期間に関して本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要となる株式の取得資金として、各対象期間毎に1,100百万円（うち、当社取締役分570百万円）を上限として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しておりました。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、これまでに当社株式12,228,000株を取得しております。

（注）当社は、2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合する株式併合を実施しておりますが、上記株式数は当該株式併合前に取得したものです。

今般、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数の上限を引き下げることに伴い、2023年3月末日で終了する事業年度からの対象期間から、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間毎に、本信託による上記株式の取得資金として1,100百万円（うち、当社取締役分は360百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象期間の末日において、既に取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、本議案で承認を得た上記上限から残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額で金額換算します。）を控除した額とします。

ご参考として、2022年4月1日時点の終値である576円での当社株式の取得を前提とした場合、2023年3月末日で終了する事業年度からの対象期間に関して、当社が取締役等への給付を行うための株式の取得資金として本信託に拠出する資金の上限額1,100百万円を原資に取得される株式数は、191万株となります。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて行います。

(5) 取締役等に給付される当社株式等の具体的な内容

当社は、各事業年度毎に、役員株式給付規程に基づき、役位・報酬ランク及び業績等に応じて定まる数のポイントを各取締役等に付与します。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、2022年3月末日で終了する事業年度まで、1,295,600ポイント（うち、当社取締役分671,400ポイント）を上限としていましたが、今般、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数の上限を引き下げることに伴い、2023年3月末日で終了する事業年度より、1,295,600ポイント（うち、当社取締役分424,100ポイント）を上限とします。

取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、受益者要件を満たす時点までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数とします。

(6) 取締役等に対する当社株式等の給付時期

取締役等が役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイントを累積した数に相当する当社株式について、原則として、信託期間中の3年毎の一定期日に本信託から当社株式等の給付を受けます。ただし、取締役等が退任する場合は、当該期日にかかわらず、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に給付手続に必要な期間を経て本信託から給付を受けます。

なお、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を時価で換算した金銭の給付を受けます。また、金銭給付を行うために、本信託が当社株式を売却する場合があります。

【ご参考】本議案における原決議からの変更点

	旧（原決議でご承認いただいた内容）	新（今回ご承認をお願いする内容）
各対象期間毎に当社株式の取得資金として当社が拠出する金額の上限	1,100百万円（うち、当社取締役分は570百万円）	1,100百万円（うち、当社取締役分は360百万円）
各事業年度毎に取締役等に付与されるポイント数の合計の上限	1,295,600ポイント（うち、当社取締役分671,400ポイント）	1,295,600ポイント（うち、当社取締役分424,100ポイント）

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

① 事業の経過及びその成果



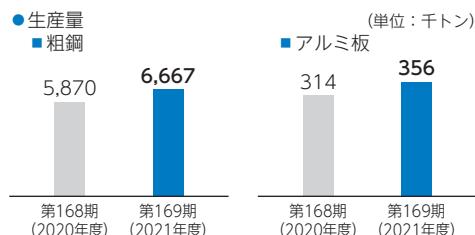
当期の我が国経済は、海外経済の回復に伴う輸出の増加などを背景に、持ち直しの動きが見られました。海外経済は、米国での個人消費や設備投資の増加、欧州での個人消費の回復など、持ち直しの動きが続いたものの、中国においてインフラ投資が減退したことや、新型コロナウイルス感染症の再拡大などの影響により、全体としては回復ペースが鈍化しました。また、原材料及びエネルギー価格の高騰が長期化したことに加え、世界的な半導体不足や東南アジアでの感染症拡大などに伴う部品供給不足により、自動車減産の影響が拡大するなど、当社を取り巻く事業環境は厳しい状況が続きました。

このような中、当社は引き続きコスト削減をはじめとする収益改善や安定生産に取り組むとともに、販売価格の改善に努めてまいりました。

この結果、当期の売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前期に比べ3,770億円増収の2兆825億円となり、営業利益は前期に比べ572億円増益の876億円、経常利益は前期に比べ770億円増益の932億円となりました。特別損失として投資有価証券売却損92億円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ368億円増益の600億円となりました。

当社は、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮して決定することとしております。これに基づき当期の期末配当につきましては、1株につき30円とすることを決議いたしました。これにより年間の配当は、先にお支払いいたしました中間配当と合わせて、1株につき40円となります。

当社グループの事業別の事業の経過及びその成果は次のとおりであります。



(注) 粗鋼には高砂製作所の電炉の生産数量を含めております。

(鉄鋼)

鋼材の販売数量は、自動車及び建築向けを中心に前期を上回りました。販売価格は、鋼材市況上昇の反映や原料価格上昇分の転嫁などにより、前期を上回りました。

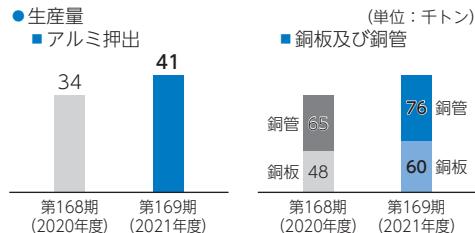
この結果、売上高は、前期比33.2%増の7,510億円となりました。経常損益は、原料価格上昇分の販売価格への転嫁時期のずれによる減益要因がある一方、販売数量の増加や原料価格の上昇に伴う在庫評価影響の改善などにより、前期に比べ579億円改善の346億円の利益となりました。

(アルミ板)

アルミ板の販売数量は、飲料用缶材向けの拡販に加え、自動車向け需要の増加及び拡販により、前期を上回りました。

この結果、売上高は、前期比23.7%増の1,638億円となりました。経常利益は、販売数量の増加に加え、在庫評価影響による損益が前期に比べて改善したこともあり、前期に比べ22億円増益の28億円となりました。

鉄鋼アルミ全体では、売上高は、前期比31.4%増の9,149億円となり、経常損益は、前期に比べ601億円改善の375億円の利益となりました。



素形材の販売数量は、自動車及びIT・半導体向けを中心に、前期を上回りました。

この結果、売上高は、前期比39.9%増の3,332億円となりました。経常損益は、販売数量の増加に加え、銅市況の上昇に伴う在庫評価影響の改善などもあり、前期に比べ173億円改善の51億円の利益となりました。

溶接



売上高

769億円

前期 700億円
(前期比 +9.9%)

経常
損益

27億円

前期 17億円
(前期比 +57.0%)

溶接材料の販売数量は、国内では建築鉄骨向けを中心に、前期を上回りました。海外では東南アジアにおける自動車及び建設機械向け需要が回復したことなどにより、前期を上回りました。

この結果、売上高は、前期比9.9%増の769億円となり、経常利益は、前期に比べ10億円増益の27億円となりました。

機械



売上高

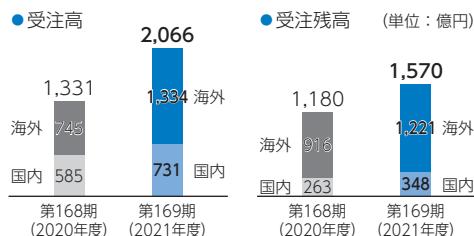
1,668億円

前期 1,753億円
(前期比 △4.8%)

経常
損益

125億円

前期 114億円
(前期比 +9.6%)



受注高は、設備投資の回復などにより、前期比55.2%増の2,066億円となり、受注残高は1,570億円となりました。*

売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い前期の受注が低調であったため、前期比4.8%減の1,668億円となり、経常利益は、サービス案件の増加や案件構成の変化に伴う利益率の改善により、前期に比べ10億円増益の125億円となりました。

*受注高について、従来は当社及び主要な連結子会社の受注高を集計しておりましたが、当期より当社及び全ての連結子会社の受注高を集計する方法に変更しております。これに伴い、前期の受注高も再集計し、比較しております。

エンジニアリング



売上高

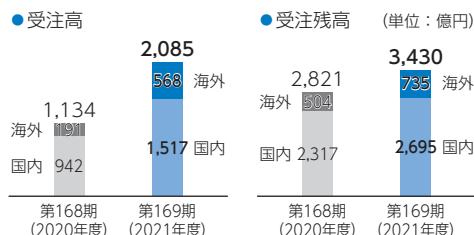
1,356億円

前期 1,361億円
(前期比 △0.4%)

経常
損益

77億円

前期 44億円
(前期比 +74.5%)



受注高は、還元鉄関連事業や廃棄物処理関連事業において複数の大型案件を受注したことなどにより、前期比83.8%増の2,085億円となり、受注残高は3,430億円となりました。

また、売上高は、前期並の1,356億円となる一方、経常利益は、前期に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた海外案件の進捗が改善したことや案件構成の変化に伴う利益率の改善などにより、前期に比べ33億円増益の77億円となりました。

建設機械



売上高

3,716億円

前期 3,331億円
(前期比 +11.5%)

経常
損益

120億円

前期 127億円
(前期比 △5.4%)

油圧ショベルの販売台数は、インフラ投資が減退した中国で需要減が見られるものの、東南アジア、欧州を中心にインフラ投資の拡大を受けて需要が回復したことから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前期を上回りました。一方、クローラクレーンの販売台数は、エンジン認証問題の影響を受けた北米で減少したものの、インドや欧州の需要回復などにより前期並となりました。

この結果、売上高は、前期比11.5%増の3,716億円となりました。経常利益は、為替相場がドル、ユーロに対して円安となった影響があるものの、販売構成の悪化や調達コストの増加などにより、前期に比べ6億円減益の120億円となりました。

電力



売上高

1,098億円

前期 804億円
(前期比 +36.6%)

経常
損益

132億円

前期 206億円
(前期比 △35.8%)

販売電力量は、真岡発電所における法定点検の実施に伴う稼働日数差や、前期においては電力需給ひっ迫対応による増益影響があったことなどから、前期を下回りました。電力単価は発電用石炭価格の上昇の影響を受け、前期を上回りました。

この結果、売上高は、前期比36.6%増の1,098億円となりました。経常利益は、販売電力量減少の影響などにより、前期に比べ74億円減益の132億円となりました。

その他



売上高

288億円

前期 278億円
(前期比 +3.6%)

経常
損益

70億円

前期 42億円
(前期比 +66.6%)

売上高は、前期比3.6%増の288億円となり、経常利益は、前期に比べ28億円増益の70億円となりました。

(注) 1. 受注高・受注残高には、当社グループ間での受注の額を含んでおります。

(注) 2. 当社グループの売上高には、調整額△553億円を含んでおります。なお、売上高構成比は、調整額を除いた各事業の売上高の合計をもとに算出しております。

② 対処すべき課題等

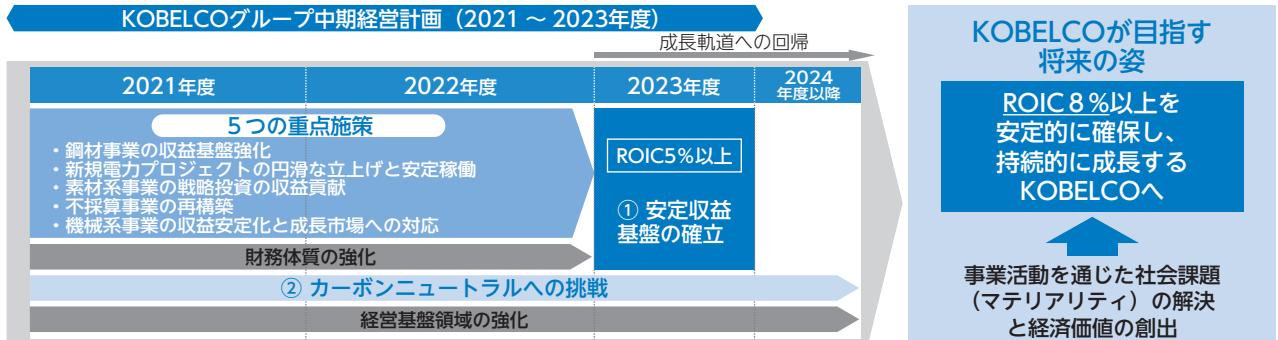
<当社グループを取り巻く事業環境>

当社グループを取り巻く事業環境は、足下の地政学リスクに関する変化はあるものの、中長期の事業環境を見据えると、コロナ禍を契機とした産業構造の変化に加え、カーボンニュートラルの実現に向けた社会変革、さらに、DXの進展等が予想されることに変わりはなく、いずれも、事業構造変革と新たな収益獲得の機会として、積極的に取り組んでいく必要があります。



<KOBELCOグループ中期経営計画（2021～2023年度）>

2021年5月公表の新たな中期経営計画では、当社グループの重要な課題、当社グループを取り巻く事業環境を踏まえ、「安定収益基盤の確立」、「カーボンニュートラルへの挑戦」の2つを最重要課題といたしました。加えて、これらを実現するための、経営体制の見直しや、多様な人材の活躍推進など、経営基盤を強化する施策にも引き続き取り組んでまいります。



まず、この中期経営計画の期間を「素材系を中心とする収益力強化」などの取組みをさらに深化させ、当社グループとして「安定収益基盤を確立」する期間と位置付け、新規電力プロジェクトの立上げが完遂し、収益貢献がフルに寄与する2023年度にROIC（投下資本収益率）5%以上の収益レベルを確保し、さらに、将来の姿として、ROIC 8%以上を安定的に確保し、持続的に成長する企業グループを目指します。

また、鉄鋼と電力事業における「カーボンニュートラルへの挑戦」は、多様な技術と人材を競争力の源泉として幅広い事業を営む当社グループの強みを活かし社会に貢献できる新たなビジネスチャンスと捉え、グループ一丸となって取り組んでまいります。

【安定収益基盤の確立】

2023年度にROIC 5%以上の収益レベルを確保し、将来的にROIC 8%以上を目指すための「安定収益基盤を確立」するために、中期経営計画で掲げた5つの重点施策、具体的には「鋼材事業の収益基盤強化」、「新規電力プロジェクトの円滑な立上げと安定稼働」、「素材系事業の戦略投資の収益貢献」、「不採算事業の再構築」、「機械系事業の収益安定化と成長市場への対応」に着実に取り組んでおります。加えて、原料・資材、エネルギー価格などの高騰を受けて、「調達コストアップ分の販売価格への転嫁」を早期かつ着実に実行してまいります。

鋼材事業の収益基盤強化については、長期的に鋼材内需が縮小していくとの想定のもと、加古川製鉄所の粗鋼生産量6.3百万トン前提での安定収益確保、さらに6.0百万トンでも黒字が確保できる体制の構築を目指しております。具体的には、固定費及び変動費の更なる削減、特殊鋼線材・ハイテン等高付加価値品へのシフト（品種構成改善）、海外事業の収益貢献に取り組んでおります。なお、カーボンニュートラルの実現を踏まえた将来の鋼材生産の上工程設備の在り方については、並行して検討を進めてまいります。

新規電力プロジェクトについては、予定通り2022年2月から神戸発電所3号機が営業運転を開始いたしました。2023年度からは、全ての発電所が稼働することにより400億円/年程度の収益貢献が期待できることから、引き続き円滑な立上げと安定稼働に取り組んでまいります。

自動車軽量化戦略推進の中で行ってきた素材系事業の戦略投資案件については、需要拡大時期の後ろ倒し、ものづくり力の課題等により収益化に時間を要しておりますが、引き続き材料承認取得、量産体制の確立を着実に進め、早期に収益に貢献するよう取り組んでまいります。

不採算事業の再構築については、需要環境や産業構造が変化する中で2019年度に固定資産減損を行った鋳鍛鋼事業、チタン事業及び国内外ともに競合が激化しているクレーン事業について、不採算品種からの撤退や要員削減などの合理化を予定通り進めており、早期黒字化を目指します。

機械系事業については、社会インフラ、水素・再生エネルギー関連、MIDREX[®]等のCO₂削減をはじめとした環境貢献メニューの引き合いは増加傾向にあります。2021年11月に実施した(株)神鋼環境ソリューションの完全子会社化や、2022年1月に開始した三浦工業(株)によるコベルコ・コンプレッサ(株)の株式取得を伴う汎用圧縮機事業に関する資本業務提携などの効果を早期に発揮し、グループ内連携を促進しながら積極的に受注に取り組んでまいります。加えて、水素・再生エネルギー関連や廃棄物処理などの環境貢献メニューに関する当社独自技術の開発も推進してまいります。建設機械事業については、中国市場への依存度の高い従来の収益構造から早期に脱却を図り、他のエリアでの収益化に取り組んでまいります。また、建設業界の働き方変革等へのソリューションを提供する「コト」ビジネスの収益化、現場設置ノウハウの提供等の建設機械周辺ビジネスの事業化を進めてまいります。

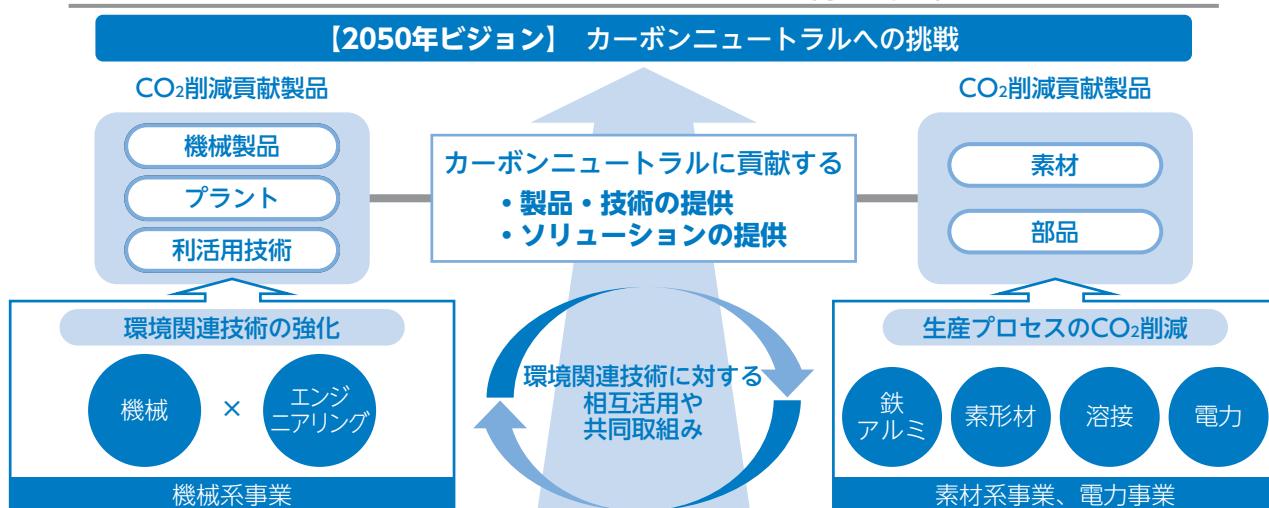
調達コストアップ分の販売価格への転嫁については、原料・資材、エネルギー価格の高騰により、素材系事業、建設機械事業を中心に大幅な調達コストアップが生じております。引き続きコスト削減をはじめとする収益改善や安定生産に取り組むとともに、調達コストアップ分の販売価格への転嫁を早期かつ着実に実行することで、「安定収益基盤の確立」を進めてまいります。

【カーボンニュートラルへの挑戦】

カーボンニュートラルへの移行や社会変革はグローバルで明確な潮流となっておりますが、当社グループとしては、内部・外部環境において、リスクと機会、双方の要因を抱えている中、2050年のカーボンニュートラルへ挑戦し、その移行の中で企業価値の向上を図ることが目指すべき将来像と考えております。

リスクの最小化に対しては、2050年のカーボンニュートラル達成に向け、当社独自技術の開発推進、外部の革新技術の活用等により、CO₂削減に果敢に取り組んでまいります。機会の最大化には、MIDREX[®]、自動車軽量化・電動化への素材供給等、CO₂排出削減に貢献する多様なメニューと多様な技術の融合を可能にする強みを活かし、これらメニューの需要拡大をビジネスチャンスとしてしっかり捕捉してまいります。

KOBELCOグループのカーボンニュートラルに向けた取り組み



当社グループとしては、まず、生産プロセスにおいて、2030年で2013年度比30～40%のCO₂を削減し、2050年でのカーボンニュートラル実現に挑戦し、達成を目指してまいります。

特に、製鉄プロセスについては、既存技術（省エネ技術、スクラップ、AI操炉[®]等）の追求と革新技術に加え、2021年2月に公表した当社独自技術である高炉でのMIDREX[®]技術の活用により、業界をリードし、他社との差別化も図ってまいります。

また、当社グループの保有するMIDREX[®]技術をはじめ、自動車軽量化・電動化に寄与する素材・部品供給など、多様な技術を通じて世界のカーボンニュートラルの実現に貢献し、そのCO₂排出削減貢献量として、2030年で6,100万トン、2050年で1億トン以上を目指してまいります。

電力事業においては、神戸発電所の蒸気をもとにした周辺地域への熱・水素供給による地域全体でのエネルギー利用の高効率化、電力事業とエンジニアリング事業の連携によるバイオマス燃料（下水汚泥、食品残渣）の混焼、アンモニア混焼等の取組みを強化し、世界最先端の都市型石炭火力発電所として事業継続を目指してまいります。さらに、2050年に向けて、神戸の石炭火力発電所で、アンモニア混焼率拡大、アンモニア専焼に挑戦するとともに、真岡発電所では、カーボンニュートラル都市ガスの最大活用に取り組み、カーボンニュートラルの達成を目指してまいります。

【経営基盤領域の強化】

「安定収益基盤の確立」と「カーボンニュートラルへの挑戦」を実現するために、経営体制の見直しに加えて、DX戦略の推進や、多様な人材の活躍推進、「KOBELCO TQM」などの横申を通じた活動を通じて、経営基盤強化にも継続的に取り組んでおります。

経営体制については、取締役会の構成・諮問機関の見直しによる取締役会のモニタリング機能の強化、委員会体系・執行役員制度の見直しや本社部門の組織改正による執行側の体制強化等の経営体制の見直しを2021年4月から実施しており、この体制のもと、着実に実効性の向上に取り組んでおります。

DX戦略の推進については、ICT・AI分野の技術開発・事業適用を強化・加速するため、2021年4月に「デジタルイノベーション技術センター」を新設するとともに、当社グループのDXに対する戦略を統括的に立案・実行する「DX戦略委員会」を設置しました。さらに、2021年12月にKOBELCOグループの「デジタルトランスフォーメーション戦略」を公表し、2022年1月には経済産業省が定めるDX認定制度に基づき、「DX認定事業者」としての認定を取得いたしました。今後もDXの取組みをより体系的、かつ戦略的に強化・加速してまいります。

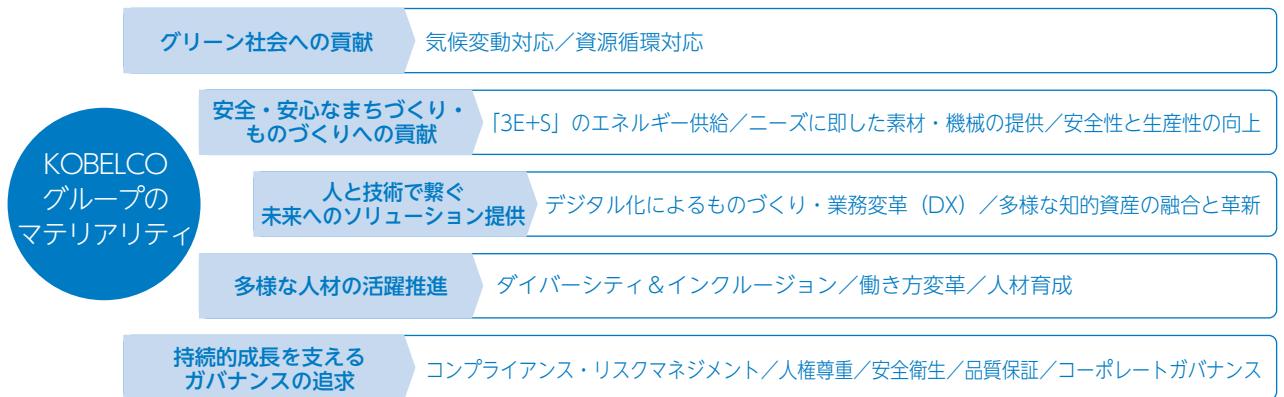
また、多様な技術と同様に、当社グループの強みである素材系、機械系、電力事業の幅広い事業領域で有する多様な人材が、その能力を十分に発揮し、活躍できるよう、人事制度の変革、人材育成の強化、ダイバーシティ&インクルージョンの取組み（人材の多様性を認め、受け入れて活かすこと）、働き方変革を推進してまいります。

さらに、2018年度に活動を開始した「信頼回復プロジェクト」を2021年4月に「信頼向上プロジェクト」に再構築し、引き続き品質ガバナンスの向上と信頼向上に取り組んでおりますが、このプロジェクトにおける「KOBELCO TQM」活動を通じて、製品・サービスの品質だけでなく、業務・組織・安全管理を含むマネジメントといった企業活動における品質全般の向上に、引き続き取り組んでまいります。

【KOBELCOグループのマテリアリティ（中長期的な重要課題）】

当社グループは、当社グループが持つ「個性と技術を活かし合い、社会課題の解決に挑みつつける」ことで持続的に成長し続け、「安全・安心で豊かな暮らしの中で、今と未来の人々が夢や希望を叶えられる世界」を実現することをグループ企業理念に掲げ、サステナビリティ経営の推進に取り組んでおりますが、より効果的に推進するため、様々な社会課題の中から、経営資源を重点的に投入する中長期的な重要課題（マテリアリティ）を特定しています。

KOBELCOグループ中期経営計画の取組みは、さらにその先を見据えた当社グループとして取り組むべき重要課題の解決につながるものであり、これらの課題に果敢に挑戦し続けることで、当社グループを取り巻くステークホルダーの皆様にとってかけがえのない存在でありつづけるとともに、企業価値の向上を当社グループは目指してまいります。

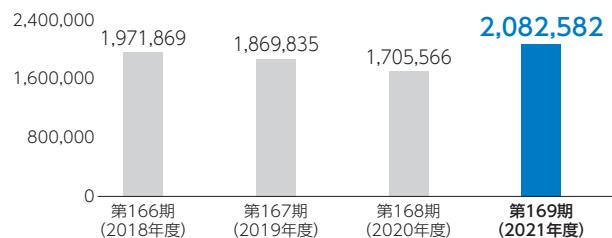


株主の皆様におかれましては、引き続きご指導とご鞭撻を賜りますとともに、当社グループをご支援いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

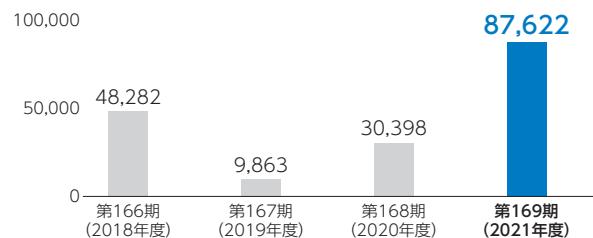
(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第166期 (2018年度)	第167期 (2019年度)	第168期 (2020年度)	第169期 (2021年度)
売上高 (百万円)	1,971,869	1,869,835	1,705,566	2,082,582
（うち海外売上高）	713,942	653,853	573,685	722,559
営業損益 (百万円)	48,282	9,863	30,398	87,622
経常損益 (百万円)	34,629	△8,079	16,188	93,233
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	35,940	△68,008	23,234	60,083
1株当たり当期純損益	99円20銭	△187円55銭	64円05銭	160円23銭
総資産 (百万円)	2,384,973	2,411,191	2,582,873	2,728,745
純資産 (百万円)	803,312	716,369	769,375	872,346
1株当たり純資産	2,041円29銭	1,811円10銭	1,958円57銭	2,066円48銭

売上高 (百万円)



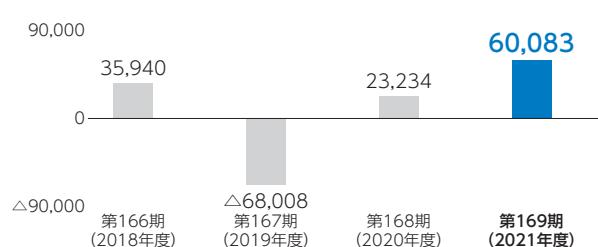
営業損益 (百万円)



経常損益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)



「当社の財産及び損益の状況 (単体)」につきましては、当社ホームページに掲載しております。

<https://www.kobelco.co.jp>

(3) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、主として次に掲げる事業を行っております。

区 分		主要な製品・事業内容
鉄鋼アルミ	線材条鋼	普通線材、特殊線材、特殊鋼線材、普通鋼棒鋼、特殊鋼棒鋼
	薄板、厚板 アルミ板 その他	厚板、中板、薄板(熱延・冷延・表面処理) 飲料缶用アルミ板、自動車用アルミ板、熱交換器用アルミ板、磁気ディスク用アルミ基板 鋼片、鋳物用銑、製鋼用銑、スラグ製品、建材、各種特殊鋼製品、各種鋼線
素形材	鑄鍛鋼	船用部品・電機部品・産業機械部品等
	アルミ鑄鍛	アルミニウム合金及びマグネシウム合金鑄鍛造品(航空機用部品、自動車用部品等)
	チタン	チタン及びチタン合金
	サスペンション	アルミニウム合金鍛造品及び加工品(自動車用部品)
溶接	アルミ押出板	アルミ押出材及び加工品(自動車用押出材、自動車用部品、鉄道車輛押出材等)
	銅板鉄粉	半導体用伸銅板条、自動車端子用伸銅板条、リードフレーム 鉄粉
溶接	接	溶接材料(各種被覆アーク溶接棒、自動・半自動溶接用ワイヤ、フラックス)、溶接ロボット、溶接電源、各種溶接ロボットシステム、溶接関連試験・分析・コンサルティング業
機械	機	エネルギー・化学関連機器、原子力関連機器、タイヤ・ゴム機械、樹脂機械、超高压装置、真空成膜装置、金属加工機械、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、各種プラント(製鉄圧延、非鉄等)、各種内燃機関
エンジニアリング		各種プラント(還元鉄、ペレタイジング、石油化学、原子力関連、水処理、廃棄物処理等)、土木工事、新交通システム、化学・食品関連機器
建設機械	機	油圧ショベル、ミニショベル、ホイールローダ、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン、作業船
電力	力	電力供給
その他	他	特殊合金他新材料(ターゲット材等)、各種材料の分析・解析、高压ガス容器製造業、超電導製品、総合商社

(4) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

本社	社	神戸(本店)、東京
支社	社	大阪、名古屋
支店	店	北海道(札幌市)、東北(仙台市)、北陸(富山市)、中四国(広島市)、九州(福岡市)、沖縄(那覇市)
海外	外	デトロイト、バンコク、上海、ミュンヘン
研究所	所	神戸(神戸市)
工場	鉄鋼アルミ	加古川(兵庫県)、神戸(神戸市)、真岡(栃木県)
	素形材	高砂(兵庫県)、長府(山口県)、大安(三重県)
工場	溶接	藤沢(神奈川県)、茨木(大阪府)、西条(広島県)、福知山(京都府)
	機械エンジニアリング	高砂(兵庫県)

- (注) 1. 「海外」には、現地統括会社を記載しております。
(注) 2. 重要な子会社等の本社の所在地は、後記(5)「重要な子会社等の状況」に記載しております。
(注) 3. 2021年7月1日付で、播磨工場をコベルコ・コンプレッサ(株)へ移管しました。

(5) 重要な子会社等の状況

(子会社)

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
日本高周波鋼業(株)〔東京都〕	12,721百万円	51.83	特殊鋼鋼材の製造、販売
神鋼鋼線工業(株)〔兵庫県尼崎市〕※1	8,062百万円	43.62	線材二次製品の製造、販売及び各種構造物の建設工事の請負
神鋼物流(株)〔神戸市〕	2,479百万円	97.68	港湾運送、内航海運、通関、貨物自動車運送、倉庫、工場構内諸作業請負
神鋼ボルト(株)〔千葉県市川市〕	465百万円	100.00	建築・橋梁用等各种ボルトの製造、販売
(株)神鋼エンジニアリング&メンテナンス〔神戸市〕	150百万円	100.00	各種プラント・機械の設計、製作、据付、配管及び保全工事
(株)テザック神鋼ワイヤロープ〔大阪市〕※1	80百万円	100.00	ワイヤロープ及び同付属品の販売、線材二次製品の販売
神鋼汽車鋁材(天津)有限公司〔中国〕※1	884,000千元	100.00	自動車パネル用アルミ板材の製造、販売
Kobelco Precision Technology Sdn. Bhd.〔マレーシア〕	19,000千マレーシアリングギット	100.00	ハードディスクドライブ用磁気ディスク基板の製造、販売
神鋼汽車鋁部件(蘇州)有限公司〔中国〕	239,681千元	60.00	自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売
Kobe Aluminum Automotive Products, LLC〔米国〕※1	154,000千米ドル	97.66	自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売
Kobelco Aluminum Products & Extrusions Inc.〔米国〕※1	24,000千米ドル	100.00	自動車向けバンパー材及び骨格材の製造、販売
青島神鋼溶接材料有限公司〔中国〕	211,526千元	90.00	溶接材料の製造、販売、溶接ロボットシステムとパーツの販売
Kobelco Welding of Korea Co., Ltd.〔韓国〕	6,554百万ウォン	87.74	溶接材料の製造、販売
コベルコ・コンプレッサ(株)〔東京都〕	7,400百万円	51.00	空気圧縮機の製造、販売、サービス
神鋼造機(株)〔岐阜県大垣市〕※1	388百万円	100.00	内燃機関、変速機、試験機等の製造、販売
神鋼無錫圧縮機股份有限公司〔中国〕※1	150,000千元	70.00	圧縮機の製造、販売
神鋼圧縮機製造(上海)有限公司〔中国〕※1	87,796千元	100.00	圧縮機及び関連製品の開発・製造、当社製品の販売・サービス
Kobelco Industrial Machinery India Pvt. Ltd.〔インド〕※1	863百万インドルピー	100.00	ゴム混練機及びゴム二軸押出機の製造、販売
Quintus Technologies AB〔スウェーデン〕※1	10百万スウェーデンクローネ	100.00	等方圧加圧装置及びシートメタルフォーミング装置の設計、製造、販売、サービス
Kobelco Compressors America, Inc.〔米国〕※1	5千米ドル	100.00	プロセスガス用圧縮機システム、冷凍機システム、部品等の製造、販売
(株)神鋼環境ソリューション〔神戸市〕	6,020百万円	100.00	各種環境プラントの設計・製作・建設・保守点検、各種産業用機器装置の設計・製作・保守点検

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
神鋼環境メンテナンス(株)〔神戸市〕※1	80百万円	100.00	水処理施設及び廃棄物処理施設の運転等
Midrex Technologies, Inc.〔米国〕※1	1千米ドル	100.00	MIDREX®プロセス(直接還元製鉄法)プラントの設計・販売
コベルコ建機(株)〔東京都〕	16,000百万円	100.00	建設機械の製造、販売
コベルコ建機日本(株)〔千葉県市川市〕※1	490百万円	100.00	建設機械の販売、サービス
トーヨースギウエ(株)〔高松市〕※1	350百万円	100.00	建設機械・産業機械の販売・賃貸・修理・設置の業務
神鋼建機(中国)有限公司〔中国〕※1	2,522,314千元	100.00	建設機械の販売、サービス
成都神鋼建機融資租賃有限公司〔中国〕※1	374,199千元	88.95	リース業務
杭州神鋼建設機械有限公司〔中国〕※1	261,374千元	100.00	建設機械の製造、販売
Kobelco Construction Machinery Southeast Asia Co., Ltd.〔タイ〕※1	2,279百万タイバツ	100.00	建設機械の製造、販売
Kobelco Construction Equipment India Pvt. Ltd.〔インド〕※1	7,112百万インドルピー	100.00	建設機械の製造、販売、サービス
Kobelco Construction Machinery Europe B.V.〔オランダ〕※1	8,800千ユーロ	100.00	建設機械の販売、サービス
Kobelco International (S) Co., Pte. Ltd.〔シンガポール〕※1	1,058百万円	100.00	建設機械の販売、サービス
Pt. Daya Kobelco Construction Machinery Indonesia〔インドネシア〕※1	1,312,592百万インドネシアルピア	100.00	建設機械の販売、サービス
Kobelco Construction Machinery U.S.A. Inc.〔米国〕※1	2.3千米ドル	100.00	建設機械の製造、販売、サービス
(株)コベルコパワー神戸〔神戸市〕	3,000百万円	100.00	電力供給
(株)コベルコパワー真岡〔栃木県真岡市〕	600百万円	100.00	電力供給
(株)コベルコパワー神戸第二〔神戸市〕	300百万円	100.00	電力供給
(株)コベルコ科研〔神戸市〕	300百万円	100.00	各種材料の分析・試験、構造物の評価及びターゲット材、半導体・FPD等検査装置の製造、販売
神鋼投資有限公司〔中国〕	1,775,939千元	100.00	中国における事業統括会社
Kobe Steel USA Holdings Inc.〔米国〕	205千米ドル	100.00	米国における事業会社の株式保有

(関連会社)

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
関西熱化学(株)〔兵庫県尼崎市〕	6,000百万円	24.00	コークス類その他各種化学工業品の製造、販売
日鉄神鋼建材(株)〔東京都〕	300百万円	35.00	土木・建築用製品の製造、販売
鞍鋼神鋼冷延高張力自動車鋼板有限公司〔中国〕※1	700,000千元	49.00	高張力冷延鋼板の製造、販売
Ulsan Aluminum, Ltd.〔韓国〕	588,361百万ウォン	50.00	アルミ板母材の製造
PRO-TEC Coating Company, LLC〔米国〕※1	123,000千米ドル	50.00	亜鉛めっき鋼板、高張力冷延鋼板の製造、販売
Kobelco Milcon Steel Co., Ltd.〔タイ〕	2,830百万タイバーツ	50.00	特殊鋼線材、普通鋼線材の製造、販売
日本エアロフォージ(株)〔岡山県倉敷市〕	1,850百万円	40.54	大型鍛造品の製造、販売
(株)はくとう〔青森県八戸市〕※1	30百万円	34.00	土木、建設、工作、鉱山、輸送、電気機械等の製作販売、修理及び賃貸
神鋼商事(株)〔大阪市〕※1※2	5,650百万円	35.93	鉄鋼、非鉄金属、機械等の売買及び輸出入
神鋼リース(株)〔神戸市〕	3,243百万円	20.00	建設機械・産業機器・事務機器・その他動産のリース・割賦販売
神鋼不動産(株)〔神戸市〕	3,037百万円	25.00	不動産分譲、不動産賃貸、保険代理

- (注) 1. 上表の※1印は、子会社保有の株式を含めております。
- (注) 2. 上表の※2印は、退職給付信託として拠出している株式を含めております。
- (注) 3. 前期に記載しておりました(株)コベルコ マテリアル鋼管の当社保有の全株式を、2022年3月31日付で、エムキャップ七号(株)に譲渡したことから、(株)コベルコ マテリアル鋼管、Kobelco & Materials Copper Tube (Thailand) Co., Ltd.及びKobelco & Materials Copper Tube (M) Sdn. Bhd.の3社は当期より記載しておりません。
- (注) 4. 前期に記載しておりました(株)大阪チタニウムテクノロジーズの当社保有株式の一部を、2021年5月13日付で売却し、当社の重要な関連会社ではなくなったことから、当期より記載しておりません。
- (注) 5. 当期において、日本高周波鋼業(株)は、減資を実施したことから、資本金が12,721百万円となりました。
- (注) 6. 2021年12月1日付で、神鋼建材工業(株)が日鉄建材(株)の道路関連事業を吸収分割により承継し、その対価として、日鉄建材(株)に対し株式を交付いたしました。これにより、神鋼建材工業(株)に対する当社の議決権比率は35.00%となり、同社は当社の子会社から関連会社となりました。あわせて、同社は日鉄神鋼建材(株)に商号変更いたしました。
- (注) 7. Kobe Precision Technology Sdn. Bhd.は、2022年1月11日付でKobelco Precision Technology Sdn. Bhd.に商号変更いたしました。
- (注) 8. 2021年7月1日付で当社の汎用圧縮機事業をコベルコ・コンプレッサ(株)に承継させる会社分割を実施し、2022年1月5日付でコベルコ・コンプレッサ(株)は三浦工業(株)より出資を受けました。これにより、同社の資本金が7,400百万円となるとともに、同社に対する当社の議決権比率は51.00%となりました。
- (注) 9. 無錫圧縮機股份有限公司は、2021年10月25日付で神鋼無錫圧縮機股份有限公司に商号変更いたしました。
- (注) 10. 当期において、Kobelco Industrial Machinery India Pvt. Ltd.は、増資を実施したことから、資本金が863百万インドルピーとなりました。
- (注) 11. 2021年11月1日付で、当社及び(株)神鋼環境ソリューションは、当社を株式交換完全親会社とし、(株)神鋼環境ソリューションを株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。これにより、(株)神鋼環境ソリューションに対する当社の議決権比率は100.00%となり、同社は当社の完全子会社となりました。また、本株式交換に先立ち、(株)神鋼環境ソリューションの普通株式は、(株)東京証券取引所市場第二部において上場廃止となりました。
- (注) 12. 当期において、Kobelco Construction Equipment India Pvt. Ltd.は、増資を実施したことから、資本金が7,112百万インドルピーとなりました。また、2022年3月8日付で、当社グループは同社の株式を追加取得し、同社に対する当社グループの議決権比率は100.00%となりました。
- (注) 13. 2022年4月1日付で、神鋼鋼線工業(株)と(株)テザック神鋼ワイヤロープは、神鋼鋼線工業(株)を存続会社とする吸収合併を実施いたしました。
- (注) 14. (株)神鋼エンジニアリング&メンテナンスは、2022年4月1日付で(株)コベルコE&Mに商号変更いたしました。
- (注) 15. 神鋼リース(株)は、2022年4月1日付で新生コベルコリース(株)に商号変更いたしました。
- (注) 16. 神鋼不動産(株)は、2022年4月1日付でTC神鋼不動産(株)に商号変更いたしました。

(6) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、工事（検収）ベースで1,081億円であります。
 当期中に完成及び当期末現在継続中の主な設備投資は、次のとおりであります。

区 分	設 備 名
完成	(株)コベルコパワー神戸第二 神戸発電所 3号機 兵庫県神戸市 電力供給設備（電力）
継続中	(株)コベルコパワー神戸第二 神戸発電所 4号機 兵庫県神戸市 電力供給設備（電力）

(7) 資金調達の状況

当社グループは、社債償還資金に充当するため、無担保社債を100億円発行いたしました。

(8) 主要な借入先及び借入額（2022年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高（百万円）
(株)みずほ銀行	124,624
(株)日本政策投資銀行	114,431
(株)三菱UFJ銀行	97,252
(株)三井住友銀行	80,019
(株)山口銀行	45,177

(注) 上記のほか、(株)みずほ銀行、(株)三菱UFJ銀行、及び(株)三井住友銀行をそれぞれ幹事とするシンジケートローンが、合わせて56,100百万円ありますが、各借入先の借入金残高には含めておりません。

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

(単位：名)

区 分	従 業 員 数
鉄鋼アルミ	11,828
素形材	4,469
溶接	2,445
機械	4,716
エンジニアリング	3,553
建設機械	7,829
電力	272
その他又は全社	2,994
合計	38,106

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	11,296名
前期末比増減	541名減
平均年齢	38.9歳
平均勤続年数	15.2年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

(注) 2. 上記従業員数には、出向者1,058名を含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

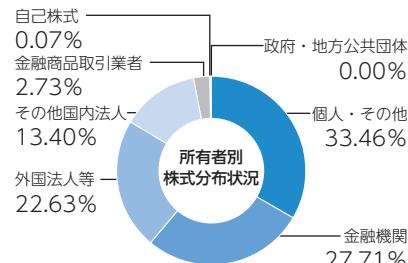
(1) 発行可能株式総数 600,000,000株

(2) 発行済株式の総数 396,345,963株

※ 2021年11月1日付で(株)神鋼環境ソリューションを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、当社普通株式を発行いたしました。これにより、同日付で発行済株式総数は31,981,753株増加し、396,345,963株となりました。

(3) 株主数 189,427名

(4) 大株主 (上位10名)



株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)	当社の大株主への出資状況	
			持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	56,035	14.15	—	—
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	15,372	3.88	—	—
日本製鉄(株)	10,735	2.71	6,744	0.71
日本生命保険(相)	7,471	1.89	—	—
HAYAT	7,373	1.86	—	—
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	5,454	1.38	—	—
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,156	1.30	—	—
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,918	1.24	—	—
神戸製鋼所従業員持株会	4,473	1.13	—	—
(株)シマブンコーポレーション	4,420	1.12	—	—

- (注) 1. 当社は、自己株式258,159株を保有しております。大株主の当社に対する持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
- (注) 2. 当期中に当社が単元未満株式の買取により取得した株式は、8,930株（取得価額の総額は5,903,515円）、単元未満株式の買増請求により処分した自己株式は、642株（処分価額の総額は419,446円）です。
- (注) 3. 当期中に当社が中長期インセンティブ報酬として役員株式給付信託（Board Benefit Trust）を通じて取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に交付した株式数は、次のとおりです。株式の給付は信託期間中の3年毎の一定期日及び取締役の退任時に行っております。当期は、その株式給付の期日ではなく、また、当期における期中の退任取締役については、執行役員として引き続き中長期インセンティブ報酬の対象者となることから、退任時に株式を付与しておりません。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役は、その職責に鑑み、中長期インセンティブ報酬の対象外としております。当社の役員報酬制度については、47～49ページをご参照ください。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	0株	0名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	山 口 貢	
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	輿 石 房 樹	安全・環境部、品質統括部の総括、全社安全衛生の総括、全社環境防災の総括、全社品質の総括
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	柴 田 耕 一 朗	事業開発部、知的財産部、IT企画部の総括、全社技術開発の総括、全社システムの総括
取締役執行役員	勝 川 四 志 彦	経営企画部、財務経理部、海外拠点(本社所管)の総括
取締役執行役員	永 良 哉	内部統制・監査部、法務部、総務・CSR部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビーセンター、支社・支店、高砂製作所(直属部門)の総括、全社コンプライアンスの総括
取締役	北 畑 隆 生	当社取締役会議長、丸紅(株)社外取締役、セーレン(株)社外取締役、日本ゼオン(株)社外取締役、学校法人新潟総合学院開志専門職大学学長
取締役	馬 場 宏 之	積水化成工業(株)社外取締役
取締役	伊 藤 ゆ み 子	イトウ法律事務所代表、参天製菓(株)社外監査役
取締役 (監査等委員・常勤)	石 川 裕 士	
取締役 (監査等委員・常勤)	対 馬 靖	
取締役 (監査等委員)	宮 田 賀 生	ENEOSホールディングス(株)社外取締役
取締役 (監査等委員)	河 野 雅 明	当社監査等委員会委員長、(株)オリエントコーポレーション取締役会長(兼)会長執行役員
取締役 (監査等委員)	三 浦 州 夫	河本・三浦法律事務所代表、旭情報サービス(株)社外監査役、住友精化(株)社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役北畑隆生、取締役馬場宏之、取締役伊藤ゆみ子、取締役宮田賀生、取締役河野雅明及び取締役三浦州夫の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注) 2. 当社は、取締役北畑隆生、取締役馬場宏之、取締役伊藤ゆみ子、取締役宮田賀生、取締役河野雅明及び取締役三浦州夫の6氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ております。
- (注) 3. 取締役河野雅明氏は、長年銀行業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注) 4. 当社は、常勤の監査等委員を監査等委員会にて選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査環境の整備や社内の情報の収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査により、監査等委員会の職務執行をより円滑にするためであります。
- (注) 5. 当社と丸紅(株)、日本ゼオン(株)、ENEOSホールディングス(株)及び住友精化(株)の間には、取引関係はございますが、開示すべき特別な関係はございません。
- (注) 6. 当社と社外役員のその他の兼職先の間には、開示すべき特別な関係はございません。
- (注) 7. 当期中の退任取締役は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	退任年月日
取締役	水 口 誠	2021年6月23日
取締役	森 崎 計 人	2021年6月23日
取締役	北 川 二 朗	2021年6月23日

【ご参考】当社の執行役員制度について

当社は執行役員制度を導入しており、2022年4月1日現在の執行役員の体制及び担当は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	水 口 誠	素材系事業の総括、鉄鋼アルミ事業部門長、全社自動車プロジェクトの総括
	森 崎 計 人	機械系事業の総括、エンジニアリング事業部門長、全社建設業の担当
執 行 役 員	入 谷 一 夫	機械事業部門技術本部長、同技術本部回転機・機器技術部長、同管理本部副本部長
	岡 野 康 司	法務部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビーセンター、高砂製作所（直属部門）の担当
	小 椋 大 輔	品質統括部、知的財産部の担当、全社安全衛生の担当、全社環境防災の担当、全社品質保証の担当、安全・環境部長
	加 藤 丈 晴	素形材事業部門鋳鍛鋼ユニット、チタンユニットの担当
	門 脇 良 策	素形材事業部門高砂管理部、高砂品質保証部の担当、同アルミ鋳鍛ユニット、鉄粉ユニットの担当
	上谷内 洋 一	エンジニアリング事業部門安全品質環境部、原子力・復興プロジェクト部、同CWDセンターの担当
	河 原 一 明	財務経理部、海外拠点（本社所管）の担当
	北 川 二 朗	電力事業の総括、電力事業部門長
	北 山 修 二	鉄鋼アルミ事業部門加古川製鉄所長
	木 本 和 彦	鉄鋼アルミ事業部門事業戦略部の担当、同厚板ユニット長
	栗 岡 義 紀	機械事業部門生産本部長、同管理本部副本部長
	後 藤 有 一 郎	技術開発本部長
	坂 本 浩 一	鉄鋼アルミ事業部門技術企画部、システム技術部の担当、鉄鋼アルミ事業部門長特命事項の担当
	猿 丸 正 悟	機械事業部門新事業推進本部、営業・マーケティング本部の担当、同管理本部副本部長
	末 永 和 之	溶接事業部門長
	竹 内 正 道	機械事業部門長、同管理本部長
	谷 川 正 樹	鉄鋼アルミ事業部門真岡製造所の担当、同アルミ板ユニット長
	中 西 元	鉄鋼アルミ事業部門自動車板材営業部、名古屋鉄鋼・アルミ板営業部の担当、同薄板ユニット長
	中 村 昭 二	鉄鋼アルミ事業部門自動車事業企画室、自動車板材商品技術部、同技術開発センターの担当、同自動車板材全般の担当、同鋼材商品技術開発全般の担当、全社自動車プロジェクトの担当
	中 森 慶 太 郎	内部統制・監査部、支社・支店の担当、全社コンプライアンスの担当、総務・CSR部長
	西 口 昭 洋	素形材事業部門長府製造所（直属部門）、大安製造所（直属部門）の担当、同アルミ押出・サスペンションユニット、銅板ユニットの担当
	宝 田 澄 和	鉄鋼アルミ事業部門原料部の担当、同企画管理部長
	松 原 弘 明	素形材事業部門技術総括部、品質保証部の担当
	三 原 雄 二	鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット長
	宮 岡 伸 司	経営企画部、IT企画部の担当、全社システムの担当
	宮 崎 庄 司	素形材事業部門長
	元 行 正 浩	エンジニアリング事業部門新規事業推進室、同新鉄源センターの担当、同プロジェクトエンジニアリング本部長
吉 武 邦 彦	電力事業部門副事業部門長、同神戸建設本部長	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び当社取締役会決議にて「重要な使用人」として選任された者を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

経営者の適切なリスクテイクを可能とすべく、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟及び株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれられないようにするため、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等の総額

区分	人員 (名)	支払総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			備考
			基本報酬	業績連動報酬	中長期インセンティブ報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	11 (3)	480 (40)	321 (40)	84 (-)	74 (-)	報酬支給人員、支払額には、当期中に退任した社内取締役（監査等委員を除く。）3名を含めております。
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (3)	109 (44)	109 (44)	- (-)	- (-)	
合計	16	589	430	84	74	

(注) 1. 2016年6月22日開催の第163回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は基本報酬の支給限度額を1事業年度当たり総額650百万円以内、業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額を1事業年度当たり総額350百万円以内とし、監査等委員である取締役に対する報酬の上限額を、1事業年度当たり総額132百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の基本報酬の支給対象の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、11名（うち、社外取締役は2名）、監査等委員である取締役は、5名（うち、社外取締役は3名）、業績連動報酬の支給対象の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名でした。また、2021年6月23日開催の第168回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象に、中長期インセンティブ報酬として導入している株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））に当社株式の取得資金として拠出する金額の上限を3事業年度分として570百万円以内、各事業年度毎に付与されるポイント数を671,400ポイント以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での中長期インセンティブ報酬の支給対象の取締役の員数（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は、5名でした。

(注) 2. 役員賞与は支給しておりません。

(注) 3. 2019年度の親会社株主に帰属する当期純利益が多額の損失となったこと及び年間配当の見送りを真摯に受け止め、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬を、2020年2月より4月まで8～20%、5月より2021年8月まで13～25%を減額いたしました。

(注) 4. 業績連動報酬の総額は、支給見込み額であり、中長期インセンティブ報酬の総額は、付与ポイントの費用計上額であります。

(注) 5. 2022年5月11日付で、業績連動報酬（個人評価反映分）の支給時期を変更しており、2021年度の業務執行に係る報酬から適用しております。なお、当該変更につきましては、指名・報酬委員会の審議を経て、同日開催の取締役会にて決議しております。

(注) 6. 当社の取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会にて決議された「役員報酬制度の基本方針」に基づき、指名・報酬委員会にて承認を得た内規にその詳細な算定方法を定めており、これに従い、その内容を決定しています。なお、当期の取締役の個人別の報酬等につきましては、当該内規に基づいて決定されていることから、取締役会として決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の「役員報酬制度の基本方針」は、次のとおりです。

役員報酬制度の基本方針

① 役員の報酬制度の基本的な考え方

- 1) 当社の持続的発展を担う優秀な人材を確保し、適切に報奨することができる制度であること。
- 2) 広くステークホルダーと価値観を共有し、短期的な成長のみならず中長期的な成長の追求を促すことができる制度であること。
- 3) 連結業績目標の達成を動機づけていくにあたり、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するべく、事業ごとの特性を十分に考慮した制度とすること。
- 4) 報酬制度の在り方、見直しの必要性については、指名・報酬委員会にて検討することで、報酬決定にかかる判断の客観性や透明性を確保すること。

② 報酬体系

- 1) 株主総会決議に基づき、取締役会にて個別の役員報酬の算定方法を含む「役員報酬規程」、「役員報酬規程細則」、「役員業績連動報酬規程」、「役員株式給付規程」を定めます。
- 2) 当社の役員報酬は、役位・委嘱業務に応じた報酬ランクに基づく基本報酬（固定給）と、単年度の組織業績反映分及び個人評価反映分によって構成される業績連動報酬、並びに企業価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。ただし、社外取締役、及び監査等委員である取締役はその役割に鑑み、業績連動報酬並びに中長期インセンティブ報酬の対象外とします。なお、報酬ランクは、委嘱業務の職責の大きさを考慮して社長が決定し、指名・報酬委員会及び取締役会に報告するものとします。
- 3) 業績連動報酬のうち組織業績反映分の基準額は役位・報酬ランク毎の基本報酬の25～30％程度、個人評価反映分は役位・報酬ランク毎の基本報酬の△5～5％程度、中長期インセンティブ報酬の単年度付与価値は役位・報酬ランク毎の基本報酬の25～30％程度に設定します。
- 4) 株主総会の決議に基づく、各報酬の限度額等

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

基本報酬の支給限度額	1 事業年度当たり総額650百万円以内
業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額	1 事業年度当たり総額350百万円
中長期インセンティブ報酬の付与上限ポイント	1 事業年度当たり671,400ポイント

（注）本定時株主総会に上程しております第5号議案及び第6号議案をご承認いただいた場合、基本報酬の支給限度額は、1事業年度当たり総額460百万円以内、業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額は、1事業年度当たり総額240百万円以内、中長期インセンティブ報酬の付与上限ポイントは、1事業年度当たり424,100ポイント以内となります。

監査等委員である取締役の報酬（基本報酬のみ） 1 事業年度当たり総額132百万円

<ご参考>役員報酬体系

報酬等の構成は、以下のとおりです。役位毎の種類別報酬割合については、高い成果、責任が求められる高い役位ほど業績連動報酬及び中長期インセンティブ報酬の比率を高めています。

取締役社長	約63%	約19%	約19%
取締役副社長執行役員	約63%	約19%	約19%
取締役執行役員	約67%	約17%	約17%
監査等委員である取締役	100%		
社外取締役	100%		

基本報酬
 業績連動報酬
 中長期インセンティブ報酬

※業績連動報酬の組織業績反映分及び中長期インセンティブ報酬は業績に応じて支給額が変動し、その変動範囲は、業績連動報酬の組織業績反映分では基準額の0～200%、中長期インセンティブ報酬では基準額の0～100%です。なお、上図における業績連動報酬の組織業績反映分及び中長期インセンティブ報酬の割合は、それぞれの支給額が基準額の100%である場合を示しています。また、上図以外に、業績連動報酬の個人評価反映分を基本報酬の△5～5%の範囲で支給します。

※取締役執行役員は標準的な報酬ランクの場合を示しています。

③ 業績連動報酬の仕組み

- 1) 業績連動報酬のうち組織業績反映分は、中期計画に掲げる経営管理指標を基礎として業績目標を設定し、各事業部門も同様に各事業部門毎の業績管理指標を基礎として業績目標を設定の上、それぞれの目標達成度に応じて、役位・報酬ランク毎の基準額に0～200%を乗じて支給額を決定します。なお、算定の基礎となる経営管理指標については、取締役会にて定めます。
- 2) 業績連動報酬のうち個人評価反映分は、委嘱業務・事業ユニットの業績、目標達成の度合いその他を含めた総合評価とし、役位・報酬ランク毎の基本報酬に△5～5%を乗じて支給額を決定します。総括役員または事業部門長の評価は社長が決定し、その他執行役員の評価は総括役員または事業部門長が一次評価をし社長が決定します。評価の内容については指名・報酬委員会に報告するものとします。
(注) 個人評価反映分は、各役員の委嘱業務におけるESG関連の取組状況も総合的に勘案し評価しております。
- 3) 役位・報酬ランク毎の基準額、係数の算定方法は「役員報酬規程細則」及び「役員業績連動報酬規程」に定めます。
- 4) 経営管理指標は、事業報告にて開示します。
(注) 2021年度からは資本コストを意識した経営資源の効率化と経営基盤の強化を促進するため、「ROIC」を評価指標としております。なお、算定における基準値は中期経営計画に掲げる目標を踏まえROIC 5%としています。

④ 中長期インセンティブ報酬の仕組み

- 1) 中長期インセンティブ報酬は、企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的に、役員株式給付信託（Board Benefit Trust）と称される仕組みを採用します。株式給付については、役位・報酬ランク毎の基準額を元に算出された基準ポイント数に、毎期の親会社株主に帰属する当期純利益及び配当実施状況に応じて0～100%を乗じたポイント数を付与し、信託期間中の3年毎の一定日に、付与されたポイント数に応じて当社株式を給付します。
(注) 当社では株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけていることから「親会社株主に帰属する当期純利益（以下、当期利益）」を評価指標としております。なお、算定における基準値は配当政策に掲げている配当性向を目安として当期利益794億円としています。
- 2) 役位・報酬ランク毎の基準ポイント数、係数の算定方法は「役員報酬規程細則」及び「役員株式給付規程」に定めます。
- 3) 信託による株式取得資金として原則として、3年毎に1,100百万円を拠出します。ただし、信託期間の末日に信託財産内に残存株式がある場合には、以降の信託対象期間における原資に充当し、1,100百万円から残存株式等の金額を控除した金額を拠出額とします。

⑤ 報酬額の決定及び支給の時期

- 1) 基本報酬は、役位・報酬ランクに基づく基本報酬を12か月で割った月額を役員就任月より毎月支給いたします。月の途中で委嘱業務の異動等により基本報酬に変更が生じた場合は、変更翌月より変更後の報酬を支給します。
- 2) 業績連動報酬のうち組織業績反映分は、毎事業年度終了後、算定式に基づき決定し、定時株主総会の実施月の翌月末までに一括支給いたします。個人評価反映分は、毎事業年度終了後に個人評価結果に応じて算定式に基づき決定した金額を組織業績反映分と合わせて支給します。
- 3) 中長期インセンティブ報酬は、毎事業年度終了後に算定式に基づきポイントを決定し毎年6月30日に付与します。株式等の給付は信託期間中の3年毎の一定期日に行います。

⑥ 報酬水準の決定方法

外部の専門機関による役員報酬調査データ等に基づき、当社の企業規模、並びに役員が果たすべき職責に見合う報酬水準となるよう設定します。

⑦ 報酬の方針の決定・検証方法

- 1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度に関する方針は取締役会決議にて、監査等委員である取締役の報酬の方針は監査等委員全員の協議により決定します。
- 2) 報酬制度の在り方、また見直しの必要性については、指名・報酬委員会にて検討し、見直しが必要と判断される場合は、制度設計の見直しを取締役に上程し、取締役会にて決議します。

【ご参考】

各報酬に係る指標の基準値及び実績

報酬項目	業績連動報酬	中長期インセンティブ報酬
指標	ROIC	親会社株主に帰属する当期純利益
2021年度基準値	5.0%	794億円
2021年度実績値	4.7%	600億円

最近事業年度における取締役会及び指名・報酬委員会の活動内容

2021年度の役員報酬に関する以下の内容について、指名・報酬委員会にて審議、取締役会への答申を行った後、取締役会で決議されています。

開催時期	審議・決議内容
2021年8月	基本報酬の減額解除
2022年2月	役員報酬制度の見直し（業績連動報酬の評価指標・中長期インセンティブ報酬の業績基準）
2022年4月、5月	役員報酬制度の見直し（業績連動報酬の支給時期）
2022年5月	2021年度の業績連動報酬額及び中長期インセンティブ報酬額

【業績連動報酬のうち組織業績反映分の算定方法】

$$\text{業績連動報酬 (組織業績反映分)} = \text{役位・報酬ランク毎の基準額※1} \times \text{評価指標に基づく係数※2}$$

- ※1 役位・報酬ランク毎の基準額
役位・報酬ランク毎の基準額は、「役員報酬規程細則」において定めています。
- ※2 評価指標に基づく係数

評価対象期間のROICを評価指標とし、以下の算式に基づいて算出します。

なお、事業部門業績反映分における適用事業部門は、受給予定者毎に各人の委嘱業務に基づいて決定します。また、委嘱業務が本社部門（技術開発本部含む）、及び電力事業部門の場合は、事業部門業績反映分の対象外とし、以下の算式に関わらず、「全社業績反映分×1.0」にて算出します。

$$\begin{aligned} \text{評価指標に基づく係数 (\%)} &= \text{(A) 全社業績反映分 (\%)} \times 0.7 + \text{(B) 事業部門業績反映分 (\%)} \times 0.3 \\ \text{(A) 全社業績反映分 (\%)} &= \left[\frac{100}{3} \times \text{全社連結ROIC} - \frac{2}{3} \right] \times 100 \\ \text{(B) 事業部門業績反映分 (\%)} &= \left[\frac{100}{3} \times \text{各事業部門連結ROIC} - \frac{2}{3} \right] \times 100 \end{aligned}$$

※全社業績反映分、及び事業部門業績反映分は、小数点以下の端数を四捨五入し、それぞれ0%を下回る場合は0%、200%を上回る場合は200%とします。

【中長期インセンティブ報酬付与のポイントの算定方法】

$$\text{付与ポイント数} = \text{役位・報酬ランク毎の基準ポイント数※1} \times \text{評価指標に基づく係数※2}$$

- ※1 役位・報酬ランク毎の基準ポイント数
役位・報酬ランク毎の基準ポイント数は、「役員報酬規程細則」において定めています。
- ※2 評価指標に基づく係数
配当及び当期利益の実績に応じて決定しています。

(5) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

	取締役会 出席回数 (出席率)	監査等委員会 出席回数 (出席率)	取締役会・監査等委員会における発言状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 北畑 隆生	15回中15回 (100%)	—	行政官としての幅広い経験に基づく産業界全般に対する高い見識と、上場企業での社外役員としての豊富な知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行うとともに、取締役会議長、指名・報酬委員会委員長及びコーポレートガバナンス委員としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 馬場 宏之	15回中15回 (100%)	—	産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験や、経営者としての高い見識から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行うとともに、コーポレートガバナンス委員会委員長としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 伊藤 ゆみ子	15回中15回 (100%)	—	弁護士としての法曹界における経験、産業界における当社とは異なる事業領域での法務領域を中心とした責任者を含めた経営者としての豊富な経験から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行うとともに、コーポレートガバナンス委員としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 (監査等委員) 宮田 賀生	15回中15回 (100%)	16回中16回 (100%)	産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験や、海外事業法人の社長を含む経営者としての高い見識から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、監査等委員として、積極的に事業所往査などにも取り組んでおります。
取締役 (監査等委員) 河野 雅明	15回中15回 (100%)	16回中16回 (100%)	金融機関での与信管理・財務管理に関する豊富な経験や、金融機関等の経営者としての高い見識など、金融界における知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、監査等委員会委員長、指名・報酬委員及びコーポレートガバナンス委員としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しており、監査等委員として、積極的に事業所往査などにも取り組んでおります。
取締役 (監査等委員) 三浦 州夫	15回中15回 (100%)	16回中16回 (100%)	裁判官及び弁護士としての法曹界における豊富な経験に基づく高い見識と、上場企業での社外役員としての豊富な知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、コンプライアンス委員会委員長としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しており、監査等委員として、積極的に事業所往査などにも取り組んでおります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分		支 払 額 (百万円)
①	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	159
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	477

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の①の金額にはこれらの金額の合計額を記載しております。
- (注) 2. 監査等委員会は、会計監査人の前期の監査実績も踏まえながら、当期の監査計画の内容や報酬の算定根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。
- (注) 3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「事業管理に関するアドバイザリー業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意のもとに監査等委員会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（いわゆる「内部統制システムの基本方針」）は、次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ企業理念の中に定めた、当社グループが持続的に発展をしていくための社会に対する約束事でありグループで共有する価値観である『KOBELCOの3つの約束』及びこの約束を果たすためにグループ全社員が実践する具体的な企業行動規範である『KOBELCOの6つの誓い』をコンプライアンスの規範・基準とする。当社グループのコンプライアンス推進活動は、『KOBELCOグループ・コンプライアンスプログラム』をベースに計画・実行する。当社及び主要グループ会社においては、取締役会の諮問機関として社外委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する他、外部の弁護士を受付窓口とする「内部通報システム」を導入するなど、外部からのチェックを組み込んだ社会規範や法令等の遵守体制を構築する。

② 財務報告の適正性確保のための体制整備

『財務報告に係る内部統制基本規程』に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

『取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程』に従い、適切に取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行なう。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営審議会の補佐機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメント全般に関する基本方針の立案・評価、リスクマネジメントの重要課題に関する具体的方針の立案、トップリスク・重要リスクのリスク対策実行計画の承認・評価などを行なう。

また、『リスク管理規程』を策定することにより、業務の適正と効率性を確保する。

リスク管理活動は、事業活動と連動して展開し、企業価値を毀損する可能性のあるリスクに適切に対応する。また、この体制については、内部監査部門により適切性及有効性の検証を実施する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社の取締役会は、経営の重要な方向性の決定とリスクマネジメントを含むモニタリングに重点を置き、業務執行取締役には、社長のほか、全社として重点を置く特定機能を総括する取締役を置く。

「透明性」「公正性」が確保された経営体制を実現すべく、監査等委員である社外取締役に加えて、監査等委員でない社外取締役に選任する。

取締役会のモニタリング機能の実効性を高めるため、諮問機関として、コンプライアンス委員会、指名・報酬委員会、品質マネジメント委員会、コーポレートガバナンス委員会を置く。

「迅速」な意思決定に加えて、事業ユニット間での情報共有・連携などグループの総合力を最大限発揮していくため、「事業部門制」を採用する。

取締役会が選任した執行役員が各事業部門の業務を執行し、経営に関する重要な事項や取締役会付議事項を審議する場として「経営審議会」を開催する。

経営審議会の審議の実効性を高めるため、補佐機関として、サステナビリティ推進、リスクマネジメント、事業ポートフォリオ管理、設備投資・投融資など全社戦略上の重要事項に関する各種委員会を置く。

また、業務を執行する取締役、執行役員及びフェロー並びに社長の指名する関係会社の社長及び役員を構成員とする「役員連絡会」を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図る。

⑥ 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『グループ会社管理規程』に従い、子会社の行なう重要な意思決定について、当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などを義務づけ、一定金額を超える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長の事前承認を要求する。

また、当社グループとして最低限整備すべきルールを「グループ標準」として定め、当社の全ての子会社がこの標準に沿って自社の規程を整備し、リスク管理の教育・浸透・推進を図るとともに、『リスク管理規程』に従い、個社毎の適切な予防保全策を立案する。

また、子会社に対して、適宜取締役又は監査役を派遣し、子会社の経営を監督する。

さらにグループ企業理念の中に定めた『KOBELCOの3つの約束』及び具体的な企業行動規範としての『KOBELCOの6つの誓い』を共有し、『KOBELCOグループ・コンプライアンスプログラム』をベースに、コンプライアンス委員会の設置や、内部通報制度の整備等といった取組みを子会社に対して求め、法令等遵守体制を構築する。

ただし、上場会社については当社からの一定の経営の独立性を確保するため、当社が関係会社経営者の独自の判断を拘束することのないように配慮をする。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、同取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の同取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会室を置く。また、監査等委員会室の使用人については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性の確保及び指示の実効性の確保を図るため、その人事異動及び人事評価等を監査等委員と事前に協議する。

監査等委員会室の使用人は「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会監査に係る補助業務等を行なう。なお、監査等委員会監査にかかる補助業務等の遂行にあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力する。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、定期的に職務の執行状況、重要な委員会等の報告を行なう。また、事業活動において発生した重要なリスクとその対応状況、財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況についても、都度報告する。加えて、子会社の状況については、必要に応じて、その取締役、監査役、使用人から監査等委員会に対して報告を行なうとともに、監査等委員会室及び内部統制・監査部は、監査等委員会に対してグループ全体のコンプライアンス、リスク管理等について適宜報告を行なう。

「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査等委員会に報告を行なった者が不利な取扱いを受けないことを企業倫理綱領に定め、その周知徹底を図る。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、会社法に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査等委員会の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査等委員会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会の「年度監査方針・計画」を取締役会等において説明を受ける他、監査等委員会と代表取締役社長との定期的会合、内部監査部門との連携など監査環境の整備を図る。

(注) 1. 直接出資に限らず間接出資を含めた子会社を「グループ会社」として管理対象にしております。

(注) 2. 上記は、当期において運用されたものであります。なお、本年3月29日開催の取締役会において、本年4月1日付の企業倫理綱領の再編に伴う改訂を決議いたしました。新たな内部統制システムの基本方針につきましては、当社ホームページ (<https://www.kobelco.co.jp>) に掲載しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

<コンプライアンス委員会の開催>

取締役会の諮問機関である「コンプライアンス委員会」を4回開催し、前年度活動実績の報告と年度計画の策定・承認等を実施いたしました。

<KOBELCOグループ・コンプライアンスプログラムの実行>

「KOBELCOグループ・コンプライアンスプログラム」に基づき、「トップコミットメント」と「教育」に注力した取組みを実施いたしました。また、グループ会社にて同プログラムを順次導入し、コンプライアンス体制、競争法、贈収賄防止、安全保障貿易管理等についての活動状況診断を実施いたしました。

<コンプライアンス研修の実施>

当社グループで実施すべきコンプライアンス教育を「階層別」、「個別法令」、「役割別」に体系化し、オンライン研修等に切り替えながら、計画通り実施いたしました。

<モニタリング活動／内部通報制度の利用状況>

競争法や安全保障貿易管理等に関する定期モニタリングを実施いたしました。内部通報制度では、国内外グループ会社分を含め113件の通報を受け付け、適宜対応を実施いたしました。対応状況についてはコンプライアンス委員会に報告を実施いたしました。

<コンプライアンス意識調査の実施>

今年度も当社及び国内グループ会社でコンプライアンス意識調査を実施し、その結果も踏まえ2022年度のコンプライアンス推進活動を計画いたしました。

② リスクマネジメントについて

当社グループではグループの企業価値を毀損する可能性のあるリスクに対して適切に対応するため、「リスク管理活動」に取り組んでおります。

<重要度の高いリスクへの対応>

リスク発生時の影響が重大でグループ全体に及ぶと想定される重要度の高いリスクにつき、リスクオーナー（担当役員）のもとリスク管理活動を推進してまいります。活動計画や実施状況等は取締役会に報告され、経営トップは活動の状況を確認しております。

<リスク管理活動の実施>

リスクオーナーの指示のもと、各部門のリスク対策実行責任者は「リスクの抽出」→「リスク管理計画の策定」→「実行」→「点検」→「次年度への改善点の反映」のサイクルでリスク管理活動を実施いたしました。この活動結果を経営トップが確認したうえで、次年度以降の計画に繋げており、この運用はグループ各社にも積極的に展開しております。また、経営審議会の補佐機関として設置したリスクマネジメント委員会が、リスクマネジメント全般に関する基本方針やリスクマネジメントの重要課題に関する具体的な方針を立案・評価し、実効性の向上を図っております。

③ 取締役の職務の執行の効率性の確保に対する取組み

取締役会のモニタリング機能の実効性を高めるため、取締役会の諮問機関として設置した各委員会を開催しました。また、取締役会の議論の活性化、監督機能向上のため、取締役会実効性評価を実施しております。各取締役に、前年度の実効性評価結果や当社の経営課題等を踏まえたアンケート、ヒアリングを実施し、取締役会での議論を経て、その結果を当社ホームページで開示するとともに、抽出された課題に対し、取締役会事務局が中心となって対応を進めました。

加えて、事業戦略等経営に関する方向性等の議論のため、経営審議会を23回開催いたしました。経営審議会には常勤の監査等委員が出席し、監査等委員会への情報提供を行うことで監督機能の向上を図っております。また、経営審議会の審議の実効性を高めるため、補佐機関として設置した各委員会を開催いたしました。このほか、独立社外取締役会議を開催し情報共有を行うことで監督機能の向上を図っております。

④ 監査等委員会監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査等委員会は、社長を含む業務執行取締役、事業部門長、執行役員に対する面談や、社外取締役との意見交換及び国内外の拠点の監査を実施いたしました。

内部統制システムの活用として、内部統制・監査部との連絡会を毎月開催し、情報共有と連携に努めるとともに、事業部門の企画管理部門や海外統括会社のヒアリングを実施いたしました。このほか、子会社監査役の活動状況の聴取を実施いたしました。

また、会計監査人とも、四半期レビュー等を通じ、財務報告に係る内部統制の評価結果も含め、定期的に意見交換を行うなど緊密な連携に努めております。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）

① 基本方針の内容

当社は、明治38年の創立から110年を超える歴史の中で、独自の事業領域を形成してまいりました。特に、当社の素材系事業や機械系事業は事業の裾野が非常に広く、これらの事業分野を構成する個別の事業の多様性を前提として初めて創出されるシナジーが存在いたします。また、これらの事業は、研究開発や生産現場で果敢な挑戦を続ける当社従業員をはじめ、当社との間で長年に亘り信頼関係を培ってきた輸送機やエネルギー・インフラ分野をはじめとする国内外のお取引先様並びにお客様等の多様なステークホルダーによって支えられております。さらに、当社は、素材系事業における代替困難な素材や部材、機械系事業における省エネルギーや環境に配慮した製品等、当社独自の多彩な製品群を幅広いお客様に供給するとともに、電力事業においても極めて重要な社会的インフラである電力の供給という公共性の高いサービスを提供しており、社会的にも大きな責任を担っているものと考えております。当社は、こうした各事業間における技術の交流・融合によるシナジー効果や、独自・高付加価値製品の提供とこれにより構築されたステークホルダーとの信頼関係、社会的インフラ提供の責務と社会の皆様からの信頼こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、上場会社として、株式の自由な取引の中で、上記のような源泉から生み出される当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の異動を伴う当社株券等に対する大規模な買付行為であっても、当然是認されるべきであると考えておりますが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等の当社の企業価値を生み出す源泉を十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社は、当社株券等に対する大規模な買付行為を行い又は行おうとする者に対しては、関連する法令の許容する範囲内において、適切な対応をとることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保に努めなければならないと考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 経営戦略の展開による企業価値向上への取組み

当社は、グリーン社会の実現への貢献、安全・安心なまちづくり・ものづくりへの貢献など、当社グループ独自の技術による社会課題の解決を通じた競争優位性の発揮と、それを支えるガバナンスの追求により企業価値向上を図るため「KOBELCOグループ中期経営計画(2021～2023年度)」の実現に取り組んでおります。

今後も、「安全・安心で豊かな暮らしの中で、今と未来の人が夢や希望を叶えられる世界」の実現に向け、当社グループのもつ個性と技術を活かし合い、素材系事業、機械系事業、電力事業を3本柱として、社会課題の解決を通じた企業価値の向上を目指してまいります。

※ 「KOBELCOグループ中期経営計画(2021～2023年度)」の内容の詳細につきましては、当社ホームページ (<https://www.kobelco.co.jp>) プレスリリース欄をご参照ください。

(ii) コーポレートガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、継続的に企業価値を向上させるためには、コーポレートガバナンスの強化が必要であると考えております。

当社は、監査等委員会設置会社への移行、取締役会メンバーの見直し、社外委員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会やコーポレートガバナンス委員会をはじめとした諮問機関の設置による監督機能向上、役員報酬制度の見直し等の様々な取組みを通じて、コーポレートガバナンス体制の強化を図ってまいりました。

今後も、当社は、コーポレートガバナンス委員会が中心となって、取締役会実効性評価の結果等を踏まえながら、更なるコーポレートガバナンスの強化に向けて、継続的に検討を進めてまいります。

③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等の大規模買付行為を行い又は行おうとする者に対しては、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する観点から、関係する法令に従い、株主の皆様が大規模な買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努めるものいたします。

また、仮に大規模な買付行為に対する速やかな対抗措置を講じなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると合理的に判断されるときには、株主から経営を負託された当社取締役会の当然の責務として、関連する法令の許容する範囲内において、適宜、当該時点で最も適切と考えられる具体的な措置の内容を速やかに決定し、実行することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

なお、上記②及び③に記載の取組みは、上記①に記載の方針に従い、当社の企業価値及び株主共同の利益に沿うものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績および配当性向等を勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、連結純利益の15%から25%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項および第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間期末および期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行なう場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行ないます。

以上

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,287,314</b> |
| 現金及び預金                 | 243,502          |
| 受取手形                   | 31,129           |
| 売掛金                    | 296,969          |
| 契約資産                   | 29,874           |
| 有価証券                   | 17,200           |
| 商品及び製品                 | 209,417          |
| 仕掛品                    | 138,664          |
| 原材料及び貯蔵品               | 225,053          |
| その他                    | 99,760           |
| 貸倒引当金                  | △4,256           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,441,430</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,060,197</b> |
| 建物及び構築物                | 292,487          |
| 機械装置及び運搬具              | 528,904          |
| 工具、器具及び備品              | 14,191           |
| 土地                     | 131,896          |
| 建設仮勘定                  | 92,718           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>36,324</b>    |
| ソフトウェア                 | 20,358           |
| その他                    | 15,966           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>344,908</b>   |
| 投資有価証券                 | 194,381          |
| 長期貸付金                  | 3,147            |
| 繰延税金資産                 | 57,068           |
| 退職給付に係る資産              | 19,536           |
| その他                    | 90,181           |
| 貸倒引当金                  | △19,408          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>2,728,745</b> |

| 科 目                          | 金 額              |
|------------------------------|------------------|
| <b>負 債 の 部</b>               |                  |
| <b>流 動 負 債</b>               | <b>884,939</b>   |
| 支払手形及び買掛金                    | 539,267          |
| 短期借入金                        | 87,265           |
| 1年内償還予定の社債                   | 25,150           |
| 未払金                          | 34,055           |
| 未払法人税等                       | 8,318            |
| 契約負債                         | 45,218           |
| 賞与引当金                        | 22,878           |
| 製品保証引当金                      | 14,390           |
| 受工事損失引当金                     | 14,730           |
| 債務保証損失引当金                    | 448              |
| 顧客補償等対応費用引当金                 | 343              |
| その他                          | 92,871           |
| <b>固 定 負 債</b>               | <b>971,459</b>   |
| 社債                           | 45,900           |
| 長期借入金                        | 750,126          |
| リース債務                        | 51,427           |
| 繰延税金負債                       | 8,158            |
| 再評価に係る繰延税金負債                 | 3,253            |
| 退職給付に係る負債                    | 79,978           |
| 環境対策引当金                      | 1,634            |
| 解体撤去関連費用引当金                  | 1,416            |
| その他                          | 29,563           |
| <b>負 債 合 計</b>               | <b>1,856,399</b> |
| <b>純 資 産 の 部</b>             |                  |
| <b>株 主 資 本</b>               | <b>783,136</b>   |
| 資本                           | 250,930          |
| 資本剰余金                        | 116,434          |
| 利益剰余金                        | 418,033          |
| 自己株                          | △2,261           |
| <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>32,189</b>    |
| その他有価証券評価差額金                 | 28,987           |
| 繰延ヘッジ損益                      | △13,141          |
| 土地再評価差額金                     | △3,400           |
| 為替換算調整勘定                     | 16,054           |
| 退職給付に係る調整累計額                 | 3,689            |
| <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>57,019</b>    |
| <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>872,346</b>   |
| <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>2,728,745</b> |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 |          | 金 額      |           |           |          |          |          |          |          |               |          |               |          |          |          |               |
|-----|----------|----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------------|----------|---------------|----------|----------|----------|---------------|
| 売   | 上        |          | 2,082,582 |           |          |          |          |          |          |               |          |               |          |          |          |               |
| 売   | 上        | 原        | 価         | 1,774,778 |          |          |          |          |          |               |          |               |          |          |          |               |
|     | <b>売</b> | <b>上</b> | <b>総</b>  | <b>利</b>  | <b>益</b> |          |          |          |          |               |          |               |          |          |          |               |
| 販   | 売        | 費        | 及         | び         | 一        | 般        | 管        | 理        | 費        | 220,181       |          |               |          |          |          |               |
|     | <b>営</b> | <b>業</b> | <b>利</b>  | <b>益</b>  |          |          |          |          |          | <b>87,622</b> |          |               |          |          |          |               |
| 営   | 業        | 外        | 収         | 益         |          |          |          |          |          |               |          |               |          |          |          |               |
|     | 受        | 取        | 利         | 息         | 及        | び        | 配        | 当        | 金        | 5,529         |          |               |          |          |          |               |
|     | そ        |          | の         | 他         |          |          |          |          |          | 38,928        |          |               |          |          |          |               |
| 営   | 業        | 外        | 費         | 用         |          |          |          |          |          |               |          |               |          |          |          |               |
|     | 支        | 払        | 利         | 息         |          |          |          |          |          | 13,236        |          |               |          |          |          |               |
|     | そ        |          | の         | 他         |          |          |          |          |          | 25,609        |          |               |          |          |          |               |
|     | <b>経</b> | <b>常</b> | <b>利</b>  | <b>益</b>  |          |          |          |          |          | <b>93,233</b> |          |               |          |          |          |               |
| 特   | 別        | 損        | 失         |           |          |          |          |          |          |               |          |               |          |          |          |               |
|     | 投        | 資        | 有         | 価         | 証        | 券        | 売        | 却        | 損        | 9,220         |          |               |          |          |          |               |
|     | <b>税</b> | <b>金</b> | <b>等</b>  | <b>調</b>  | <b>整</b> | <b>前</b> | <b>当</b> | <b>期</b> | <b>純</b> | <b>利</b>      | <b>益</b> | <b>84,013</b> |          |          |          |               |
|     | 法        | 人        | 税         | 、         | 住        | 民        | 税        | 及        | び        | 事             | 業        | 税             | 16,083   |          |          |               |
|     | 法        | 人        | 税         | 等         | 調        | 整        | 額        |          |          | 4,239         |          | 20,323        |          |          |          |               |
|     | <b>当</b> | <b>期</b> | <b>純</b>  | <b>利</b>  | <b>益</b> |          |          |          |          | <b>63,689</b> |          |               |          |          |          |               |
|     | 非        | 支        | 配         | 株         | 主        | に        | 帰        | 属        | す        | る             | 当        | 期             | 純        | 利        | 益        | 3,606         |
|     | <b>親</b> | <b>会</b> | <b>社</b>  | <b>株</b>  | <b>主</b> | <b>に</b> | <b>帰</b> | <b>属</b> | <b>す</b> | <b>る</b>      | <b>当</b> | <b>期</b>      | <b>純</b> | <b>利</b> | <b>益</b> | <b>60,083</b> |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            |  | 金 額              |
|----------------|--|------------------|
| <b>資 産 の 部</b> |  |                  |
| 流 動 資 産        |  | <b>816,930</b>   |
| 現金及び預金         |  | 108,235          |
| 受取手形           |  | 504              |
| 売掛金            |  | 120,667          |
| 買掛金            |  | 1,039            |
| 有価証券           |  | 56               |
| 商品及び製品         |  | 17,200           |
| 仕掛品            |  | 114,894          |
| 原材料及び貯蔵品       |  | 101,513          |
| 前払費用           |  | 167,894          |
| 短期貸付           |  | 52,936           |
| 未収入金           |  | 3,261            |
| 貸倒引当金          |  | 61,124           |
|                |  | 55,103           |
|                |  | 12,587           |
|                |  | △86              |
| 固 定 資 産        |  | <b>1,040,521</b> |
| 有形固定資産         |  | <b>537,352</b>   |
| 建物             |  | 100,339          |
| 構築物            |  | 45,041           |
| 機械及び装置         |  | 295,478          |
| 車両運搬具          |  | 711              |
| 工具、器具及び備品      |  | 6,815            |
| 建設仮勘定          |  | 65,272           |
| 無形固定資産         |  | 23,692           |
| ソフトウェア         |  | 14,388           |
| 施設利用権          |  | 12,876           |
| その他資産          |  | 312              |
| 投資その他の資産       |  | 1,198            |
| 投資有価証券         |  | 488,781          |
| 関係会社株式及び出資     |  | 93,865           |
| 長期貸付           |  | 213,777          |
| 前払年金費用         |  | 145,107          |
| 繰延税金資産         |  | 15,651           |
| 貸倒引当金          |  | 12,249           |
|                |  | 15,892           |
|                |  | △7,764           |
| 資 産 合 計        |  | <b>1,857,452</b> |

| 科 目              |  | 金 額              |
|------------------|--|------------------|
| <b>負 債 の 部</b>   |  |                  |
| 流 動 負 債          |  | <b>647,539</b>   |
| 買掛金              |  | 385,333          |
| 短期借入金            |  | 56,661           |
| 1年内償還予定の社債       |  | 4,810            |
| 未払費用             |  | 25,000           |
| 未払法人税等           |  | 22,722           |
| 未払引当金            |  | 24,320           |
| 未払リース負債          |  | 2,210            |
| 前受収益             |  | 74,265           |
| 賞与引当金            |  | 3,743            |
| 前払費用             |  | 368              |
| 製品保証引当金          |  | 9,544            |
| 環境対策引当金          |  | 3,158            |
| 顧客補償等対応費用引当金     |  | 12,250           |
| 資産除却費用引当金        |  | 795              |
| その他負債            |  | 274              |
|                  |  | 19               |
|                  |  | 22,059           |
| 固 定 負 債          |  | <b>621,397</b>   |
| 社長期借入金           |  | 45,000           |
| 退職給付引当金          |  | 491,769          |
| 環境対策引当金          |  | 34,825           |
| 体撤去関連費用引当金       |  | 43,550           |
| 資産除却費用引当金        |  | 896              |
| その他負債            |  | 1,416            |
|                  |  | 694              |
|                  |  | 3,244            |
| 負 債 合 計          |  | <b>1,268,937</b> |
| <b>純 資 産 の 部</b> |  |                  |
| 株 主 資 本          |  | <b>566,595</b>   |
| 資本金              |  | 250,930          |
| 資本剰余金            |  | 122,697          |
| 利益剰余金            |  | 122,697          |
| その他有価証券評価差額金     |  | 194,264          |
| 特別償却準備金          |  | 82               |
| 固定資産圧縮積立金        |  | 1,781            |
| 繰越利益剰余金          |  | 192,401          |
| 自己株式             |  | △1,296           |
| 評価・換算差額等         |  | 21,920           |
| その他有価証券評価差額金     |  | 23,250           |
| 繰延ヘッジ損益          |  | △1,330           |
| 純 資 産 合 計        |  | <b>588,515</b>   |
| 負 債 純 資 産 合 計    |  | <b>1,857,452</b> |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

| 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|
| 売上高             | 1,229,177      |
| 売上原価            | 1,096,212      |
| <b>売上総利益</b>    | <b>132,965</b> |
| 販売費及び一般管理費      | 85,412         |
| <b>営業利益</b>     | <b>47,552</b>  |
| 営業外収益           |                |
| 受取利息及び配当金       | 25,245         |
| その他の            | 14,440         |
| 営業外費用           |                |
| 支払利息            | 6,832          |
| その他の            | 25,935         |
| <b>経常利益</b>     | <b>54,470</b>  |
| 特別損失            |                |
| 関係会社株式売却損       | 3,205          |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>51,264</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,829          |
| 法人税等調整額         | 3,038          |
| <b>当期純利益</b>    | <b>45,396</b>  |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

以下の事項につきましては、当社ホームページに掲載しております。

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

<https://www.kobelco.co.jp>

【ご参考】 連結キャッシュ・フローの状況 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

| 科 目                      | 金 額      | 百万円 |
|--------------------------|----------|-----|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー         | 168,809  |     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー         | △161,510 |     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー         | △69,143  |     |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額         | 5,191    |     |
| 現金及び現金同等物の増減額            | △56,653  |     |
| 現金及び現金同等物の期首残高           | 317,310  |     |
| 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 | △145     |     |
| 現金及び現金同等物の期末残高           | 260,511  |     |

<MEMO>

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 神戸製鋼所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中島久木 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大槻櫻子 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 塚本健  |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 神戸製鋼所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中島久木 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大槻櫻子 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 塚本健  |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第169期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第169期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及びこれに基づく各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 企業集団の内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、これに基づく各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社 神戸製鋼所 監査等委員会

監査等委員会委員長 河野 雅 明 ㊞  
監査等委員（常勤） 石川 裕 士 ㊞  
監査等委員（常勤） 対馬 靖 ㊞  
監査等委員 宮田 賀 生 ㊞  
監査等委員 三浦 州 夫 ㊞

(注) 監査等委員河野雅明、監査等委員宮田賀生、監査等委員三浦州夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主メモ

|                     |                                                                                                                                                             |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度                | 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年                                                                                                                                        |
| 定時株主総会              | 毎年6月開催                                                                                                                                                      |
| 基準日                 | 定時株主総会 毎年3月31日<br>期末配当金 毎年3月31日<br>中間配当金 毎年9月30日<br>その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日                                                                               |
| 上場証券取引所             | 東京証券取引所プライム市場<br>名古屋証券取引所プレミア市場                                                                                                                             |
| 公告方法                | 電子公告とし、当社ホームページ ( <a href="https://www.kobelco.co.jp">https://www.kobelco.co.jp</a> )<br>に掲載いたします。なお、事故その他やむを得ない事由により、電子公<br>告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 |
| 株主名簿管理人<br>特別口座管理機関 | 三菱UFJ信託銀行(株)                                                                                                                                                |

### 【株式のお手続きに関するお問い合わせ先】

当社株式に関する住所・氏名等の変更、配当金振込指定・変更、単元未満株式買取・買増請求及び相続等のご相談、お手続きは、以下にお問い合わせください。

#### <お問い合わせ先>

〒541-8502

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

0120-094-777 ○通話料無料

(受付時間) 土・日曜日、祝日を除く

午前9時～午後5時

※ 証券会社にお預けの当社株式については、お預けの証券会社にお問い合わせください。

※ 未受領配当金のお受け取りのお手続きについては、三菱UFJ信託銀行(株)にお問い合わせください。



## 建設現場のテレワークシステム「K-DIVE CONCEPT」

土木・建設業は豊かな社会の維持・構築に欠かせない業種ですが、危険を伴う労働環境や、人手不足の深刻化・技能継承、低い労働生産性などの課題を抱えています。

当社子会社のコベルコ建機(株)では、これらの課題を解決すべく次世代の遠隔操作技術を用いて建設現場のテレワークシステム「K-DIVE CONCEPT」の開発を進めています。この技術では、遠隔操作で重機を操縦することで、現場における省人化が図れ、安全性の向上につながります。また、重機の2人乗りは困難ですが、遠隔操作であれば隣に立ちながら熟練者から若手への教育が可能となります。さらに、1つの操作端末から複数拠点・複数重機の操作が可能になることや、データ活用により現場を見える化し、建設現場全体の効率化が可能になります。

当社グループは技術開発を通じて建設現場における働き方そのものを変え、働く人たちの環境を向上し、あらゆる人へ仕事の可能性を広げる「誰でも働ける現場」の実現を目指してまいります。



遠隔コックピット

## 「KOBELCOファミリーシップ制度」の新設

当社グループは「多様な人材の活躍推進」を掲げており、その中のダイバーシティ&インクルージョン\*1の推進の一環として、2021年12月に「KOBELCOファミリーシップ制度」を新設しました。本制度は、法的な婚姻関係にないLGBT\*2社員のパートナー及びその子どもを社内制度上で「家族」と認め、法律婚と同様の社内制度を利用することを可能にします。

今後も、社員の誰もが安心し、やりがいを持って働き続けられる職場環境の整備を進めてまいります。

- \*1 多様な背景や価値観を尊重・認め合い、誰もが十分に力を発揮できること
- \*2 性的マイノリティー（少数者）の総称の1つ
- \*3 LGBTの社会的課題の解決に向けて、自分事として行動する人のこと



KOBELCO LGBT ALLY\*3 ロゴ

## コベルコ地域社会貢献基金

当社グループは、創立100周年を迎えた2006年度に「コベルコ地域社会貢献基金」を設立し、毎年当社グループの事業所・研究所が立地する地域の子どもたちへの支援を実施しています。2021年度は、コロナ禍でも子どもたちが安心して遊ぶための支援を望む声が多く、小中学校や施設などに対して、空気清浄機や除菌用品、屋外で使用する遊具などを寄付しました。



屋外で使用する遊具を寄付

当社ホームページでは、さらに詳しい情報を掲載しています。  
<https://www.kobelco.co.jp/sustainability/index.html>



## 株主総会会場ご案内図

### 会場

神戸市中央区港島中町6丁目11番1  
**神戸国際展示場2号館 (1階)**

### 日時

2022年6月22日 (水曜日)  
午前10時 (午前9時開場予定)

### 交通機関

#### [神戸新交通ポートライナー]

会場へはポートライナー「三宮駅」にて乗車、  
「市民広場駅」下車、西へ徒歩約3分

ポートライナー「三宮駅」は、JR三ノ宮駅、  
阪急電鉄・阪神電鉄神戸三宮駅、神戸市営地下  
鉄三宮駅、同地下鉄三宮・花時計前駅乗りかえ



お願い

- 当日は、会場周辺の道路の渋滞も予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 節電のため、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、会場へのご来場は慎重にご検討いただき、ご来場に際しましては、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。書面（郵送）又はインターネットによる事前の議決権行使もご検討お願い申し上げます。本招集ご通知に同封の書面及び当社ホームページ (<https://www.kobelco.co.jp>) もあわせてご確認ください。